



日本の宝島“天草”

景観からの島づくり

天草市景観計画

変更（案）



熊本県 天草市

目 次

I. 計画の前提	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 推進主体	3
II. 景観特性と景観形成の課題	4
1. 景観特性	4
2. 景観形成の主要課題	6
III. 景観計画区域及び景観形成の方針	8
1. 景観計画区域	8
2. 基本目標	10
3. 良好な景観の形成に関する基本方針	11
4. 展開方策	12
IV. 協働による景観まちづくりの推進	22
1. 市民としての役割	22
2. 事業者としての役割	23
3. 景観行政団体としての市の役割	24
V. 良好な景観形成のための行為の制限	25
1. 景観計画区域における行為の制限	27
2. 景観形成地域における行為の制限	29
3. 特定施設届出地区における行為の制限	49
VI. 景観形成重点地区	52
1. 景観形成重点地区の抽出と地域指定の考え方	52
2. 景観形成重点地区の設定	53
VII. 景観形成上必要なその他の事項	54
1. 景観重要建造物の指定方針	54
2. 景観重要樹木の指定方針	54
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	56
4. 屋外広告物に関する基本的事項	59
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	60
6. 自然公園法の許可の基準	62
7. 景観形成に向けた各種制度の活用	63
[巻末資料] 景観からの島づくり実例集	66

I . 計画の前提



1 . 計画の目的

私たちが暮らす天草市は、藍く澄んだ海と豊かな緑に恵まれ、県内で最も広い 683 k m²の市域を有しています。その約 14%は日本を代表する自然風景地として雲仙天草国立公園に指定されているほか、キリシタンの歴史や南蛮文化など、全国に誇れる景観資源が市全域に点在し、天草らしい風景を形づくっています。

本市は、まちづくりの理念として「日本の宝島“天草”」を掲げています。その姿を多くの人を実感できるようにするには、先人から継承された良好な景観を、これまで以上に輝かせ、将来に引き継いでいく仕組みが必要です。

平成 16 年に景観法が制定されたことにより、市町村にも景観行政を主体的に担う権限が与えられ、地域の特色を生かした景観形成へ向けた取り組みが可能となりました。

天草の良好な景観は、市民共有の資産であると位置づけ、市民と共に、守り、育み、創っていく景観からの島づくりが重要であると考えます。

このようなことから本市では、景観づくりを通じて市民が一体となり、輝き続ける魅力的な「日本の宝島“天草”」を創ることを目的に「天草市景観計画」を策定します。

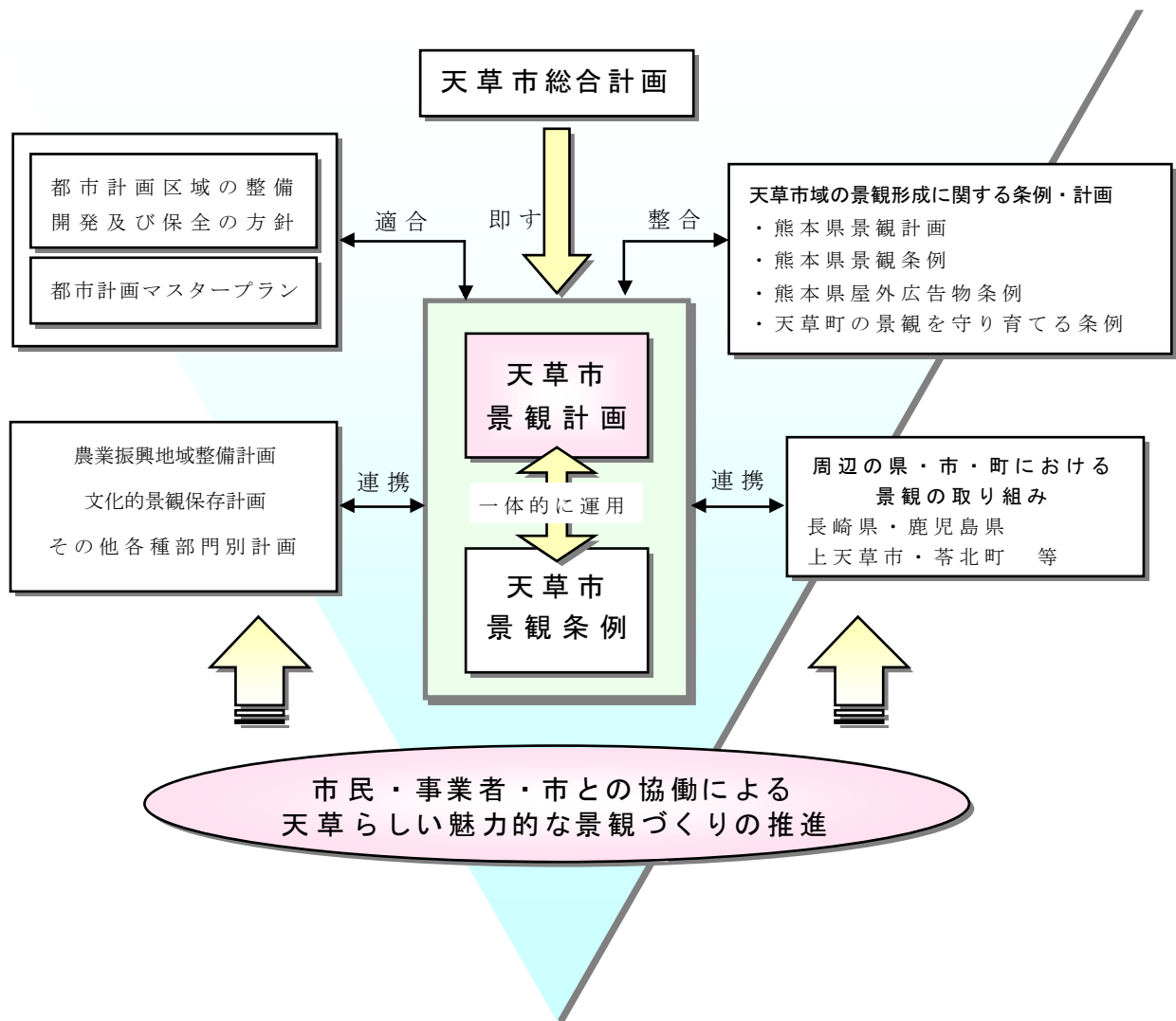


2. 計画の位置づけ

本計画は、景観法第1条にある「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」の実現を目指し、同法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

計画にあたっては、本市の最上位計画である天草市総合計画に即するとともに、都市計画における方針等との適合を図り、各種計画との連携のもと、天草らしい景観形成の実現に向けた総合的な方策を示します。

■ 計画の位置づけ

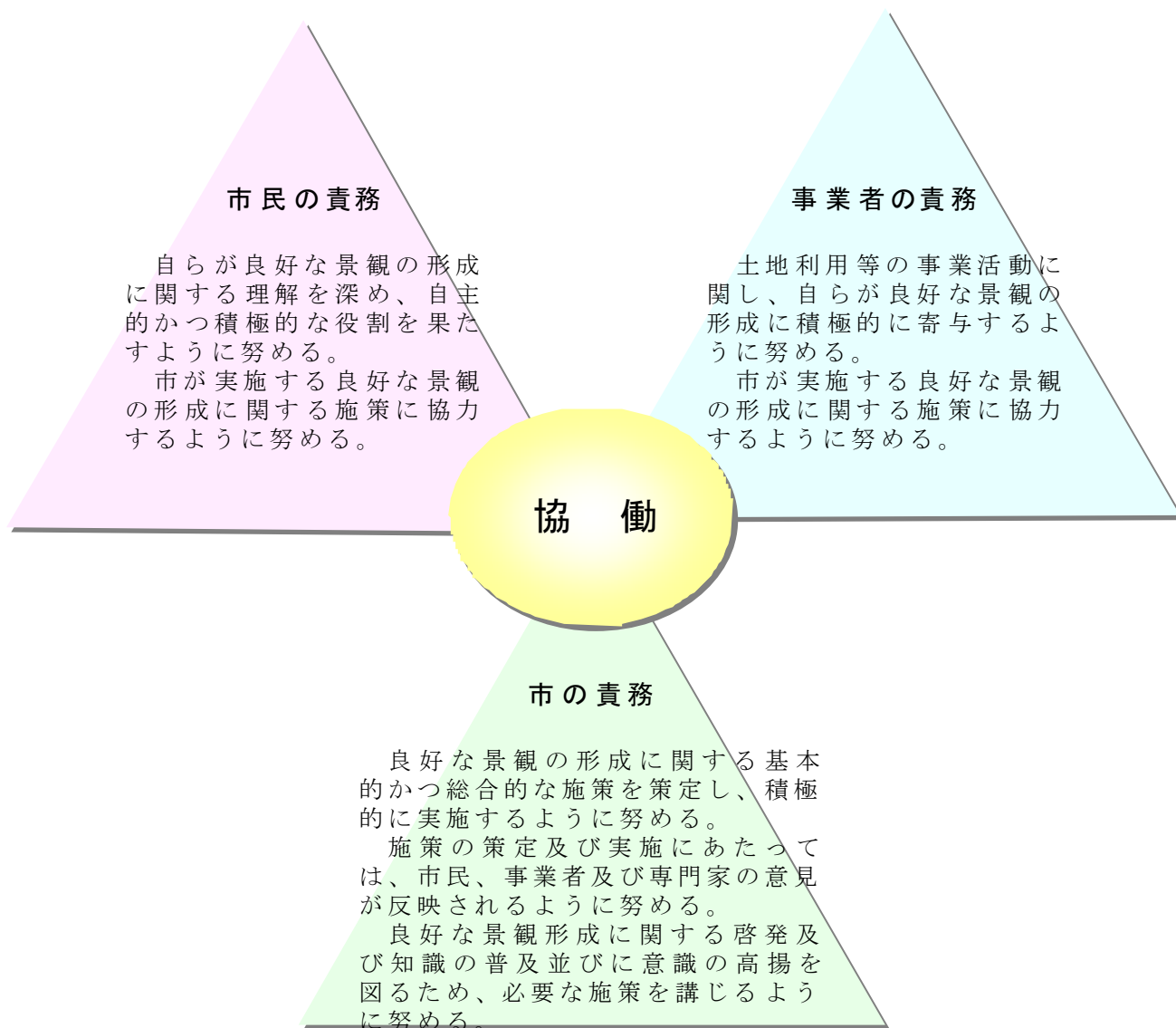


3. 推進主体

本市の景観をより良いものにするためには、市民、事業者、市が共に、本市の景観を理解し、協力しあい、積極的に良好な景観の形成に取り組まなければなりません。

天草らしい美しい景観との「調和」を前提に、良好な景観要素の「保全」、景観阻害要因の「除去・遮へい」、「修景・美化」及び、新たな景観価値の「創造」という景観配慮の基本原則に基づく対策を推進します。

本計画の推進主体は、市民、事業者、市であることを認識し、三者がそれぞれの責務を果たすとともに、協力、連携しながら一体となって取り組んでいきます。



Ⅱ. 景観特性と景観形成の課題



1. 景観特性

(1) 藍く澄んだ海と山々の緑が織り成す豊かな自然景観

有明海、不知火海、東シナ海に囲まれた本市は、内海特有の多島海景観を見せる東海岸と、外洋に面し奇岩が連なり荒々しさを見せる西海岸など、変化に富んだ特色ある海岸景観を形成しています。藍い海と緑の島々、海に沈む夕日、漁船が浮かぶ風景は、自然の雄大さやのどかさを伝えてくれます。

市域の大部分を占める森林地帯は、緑の島を形づくり、急峻な山々は海岸まで迫り、海上からも山並み景観を楽しむことができます。また、山頂や岬、海岸線から見る風景は、雄大な自然のパノラマです。



■ 天草灘に沈む夕日



■ 御所浦烏岬から見渡す絶景

(2) 天草の歴史を物語る文化的景観

日本の西端部に位置する本市は、その地理的特性から、古来、外国との結びつきが深く、16世紀のポルトガル人渡来以降、南蛮文化やキリシタン文化が華開きました。また、漁村集落や農村集落に見られるこれらの風景は、人々の生活と生業から文化的景観を育んできました。

こうして、人々は古くから海や山の恵みを受け、自然とともに生きる知恵や技術が伝承されてきました。防風のために築かれた民家の石垣や、背中合わせに立ち並ぶ背戸輪（屋）の漁村家屋群などは、地域色豊かな集落景観を形づくっています。



■ 漁村集落と崎津教会



■ 農村集落と大江教会



■ 石垣の集落



■ 背戸輪（屋）の集落

(3) 天草の都市景観

本渡・牛深の市街地は、海に向かって開けた平野部に形成され、人々が集まり、近隣都市との交流を深めながら発展してきました。

行政機関、事業所、交通施設が集中する本渡の市街地は、染岳や十万山などの緑に包まれ、上島の沿岸を走る国道からも山裾に広がる都市景観を見ることができます。市街地を貫く町山口川には国の重要文化財に指定される祇園橋が架かり、都市空間の中にも歴史的な趣のある景観が存在しています。

天草最南端の牛深の市街地には、古くからの港町にハイヤ大橋などの新しい都市施設が融合した景観があります。海岸からは海を隔て、長島（鹿児島県）の景観を間近に望むこともできます。



■ 十万山から見渡す本渡の市街地



■ ハイヤ大橋と牛深の市街地

2. 景観形成の主要課題

～自然景観を守る視点から～

- 海岸や山頂から望む海の景観、舟から見る海岸線や山並み景観は、本市の雄大な自然を感じさせてくれます。雲仙天草国立公園と言うすばらしい環境の中に暮らすことを誇りに思い、この自然を大切に守り、将来へ引き継いでいく仕組みを明確に示す必要があります。
- 天草の自然景観を楽しめる眺望空間を確保し、多くの人が自然に親しむ機会をつくっていくことが必要です。
- 山並みのスカイラインを遮る構造物や山肌を削る開発への対策を講じることが望まれます。



■ 十三仏から見る白鶴浜

～文化的景観を育む視点から～

- 崎津や大江の集落など、人々の生活や生業と一体となり形成されている景観を、地域を象徴する文化的景観として評価し、周辺環境も含めた一体的な保全策を講じていく必要があります。
- 漁村特有の背戸輪（屋）と言われる集落形態や民家の石垣など、古くから生活の知恵として受け継がれてきた固有な景観の保全策を講じることが望まれます。
- 山の裾野や谷間には、農林業の生活とともに守られてきた集落があります。集落と一体となった山々や棚田が織り成す美しい四季の景観を、維持・継続していく仕組みづくりが求められています。



■ かけの景観

～都市景観を創る視点から～

- 都市機能が集積している本渡の市街地には周辺を囲む緑の里山や河川軸等の自然的な景観に加え、祇園橋などの歴史的、文化的な資源も数多く点在しています。自然と歴史、文化が調和した一体感あるまち並みの景観づくりが必要です。
- 建築物等のデザイン、色彩に対する配慮や錯綜する電線への対応が進んでおらず、連続性や統一感に欠ける景観となっています。歴史感漂う風格と、活気や賑わいをもたらすような景観の創出が求め



■ 祇園橋周辺の景観

られます。

- 沿道に立ち並ぶ屋外広告物や自動販売機等は、良好な景観の阻害要因となっています。天草の美しい風景と調和した潤いのある沿道景観づくりが必要です。
- 空港や港などは、訪れる人に天草らしさを印象づける重要な場所です。人々を迎え入れる玄関口として、魅力ある景観を演出していくことが望まれます。



■ 港の景観

～市民と共にの視点から～

- 人工的な構造物の築造にあたっては、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせると同時に、ユニバーサルデザインに配慮していく必要があります。目に映る風景に留まらず、海風がもたらす潮の香り、さざなみの音など五感に響き、心を豊かにする景観づくりを市民と共に、実践する取り組みが必要です。
- 不法投棄や海岸漂着ゴミ、自動販売機周辺の清掃、観光ルート沿いの除草など身近な景観づくりは、市民の参加と協力なしには、解決することができません。特に、沿道景観や集落景観などは、市民の主体的かつ自発的な景観に対する理解と協力が不可欠です。景観・風景は、市民共有の資産であるとの視点で、景観形成に関する意識の高揚を図り、地域住民や事業者と一緒に取り組んでいく必要があります。
- 上天草市と苓北町に隣接する本市は、国道のみならず海岸線でも結ばれています。長崎とは以前から深いつながりがあり、また、牛深と鹿児島はフェリーで結ばれ、深く関わっています。このように、隣接した地域と結びついた景観は、本市の特徴であり、広域的視点に立った景観施策を連携しながら創っていくことも必要です。



■ 企業による実践活動

Ⅲ. 景観計画区域及び景観形成の方針



1. 景観計画区域

本市では、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を天草市全域とし、市全域で景観の形成に取り組めます。

■ 全市域を景観計画区域とする理由

● これまでの取り組みから

本市では、これまで市全域で大規模建築物等に対する景観形成の誘導を図るとともに、県指定の景観形成地域（有明海沿岸、本渡・五和の一部、牛深の一部）や天草町の景観を守り育てる条例により、良好な景観形成に向けた先駆的な取り組みを推進してきました。

● 本市の景観特性から

市域の大部分が山々の緑で覆われ、周囲は藍く澄んだ海に囲まれています。その豊かな自然と歴史の中で培われてきた文化などによって、本市固有の景観資源が生まれ、天草らしい景観が形成されています。

本市の景観は、これらの自然、歴史、文化が調和することで形成されており、限られた一部の区域を「景観の保全、形成を図る必要のない区域」として、景観計画の対象から除外することは、一体感ある景観形成を図る上で支障となります。

● 本市が目指すまちづくりの理念から

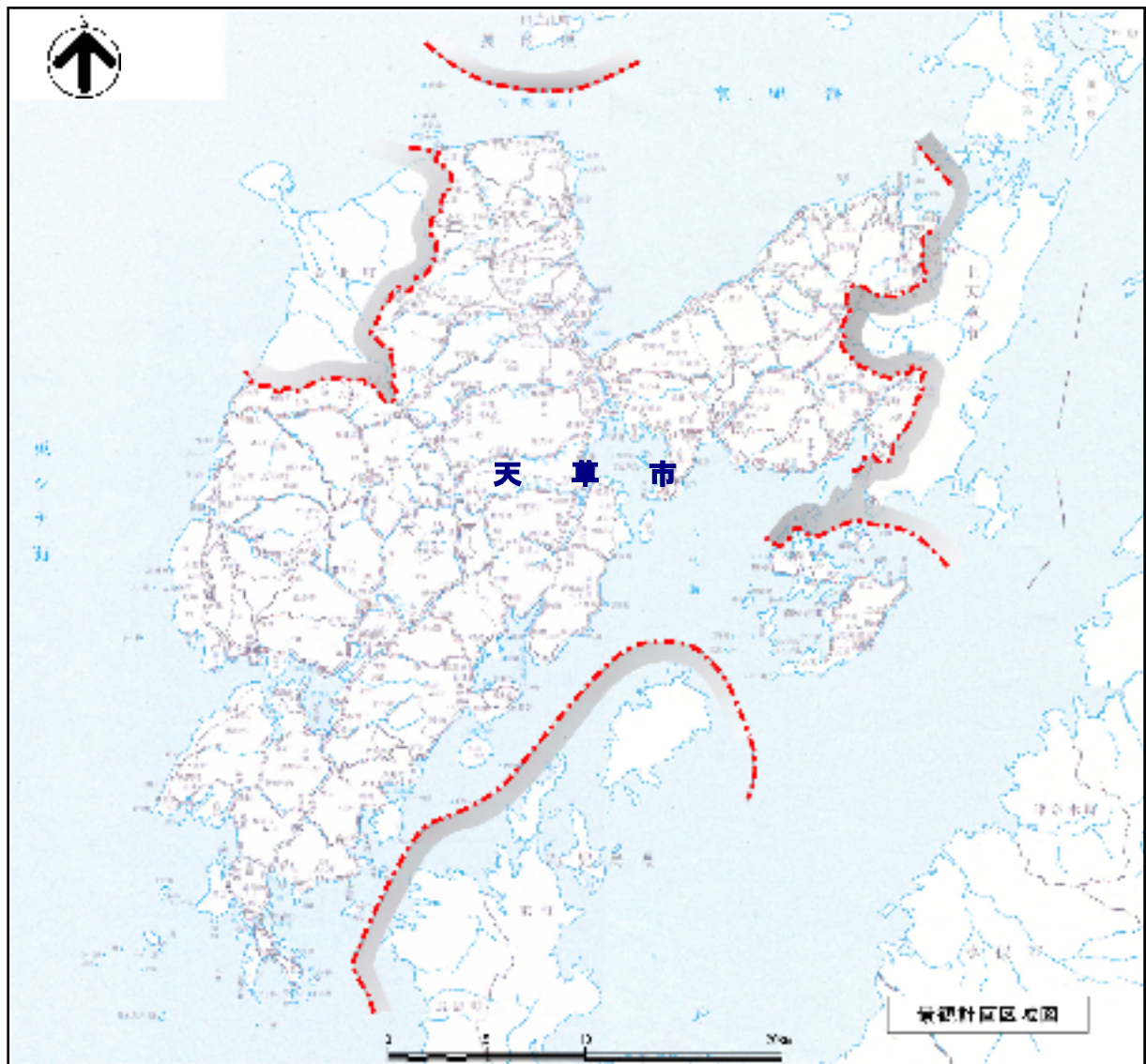
本市は、天草市総合計画において、「日本の宝島“天草”」を掲げ、市域を対象に、誰もが誇りに思い、心豊かに暮らせる宝の島づくりを目指しています。その宝島の「宝物」である景観資源は、市域全体に点在しており、その保全と再生、活用を図った景観形成への取り組みは市全域で行う必要があります。

● 景観法活用の視点から

景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等の指定は、景観計画区域に限られています。市民の景観に対する意識向上のためには、対象区域を市全域としておくことが必要です。

景観計画は、景観計画区域内において、よりきめ細かな景観づくりのため策定する計画であり、広域に設定することが望ましいと考えます。

■ 景観計画区域

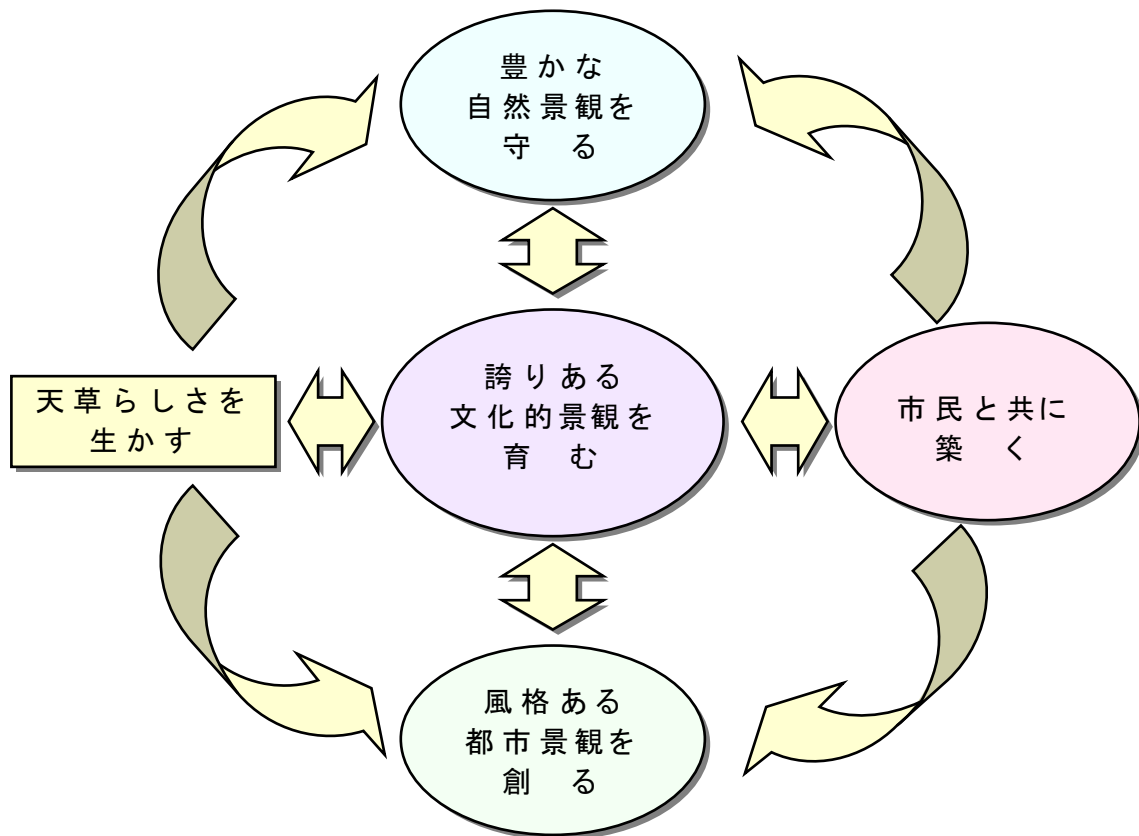


2. 基本目標

本市が目指す「日本の宝島“天草”」の姿を実現するため、景観形成のテーマを「日本の宝島“天草”景観からの島づくり」と設定します。天草らしさを生かす豊かな自然景観を守り、誇りある文化的景観を育み、風格ある都市景観の創出を、市民と共に築き上げていくことを目標とします。

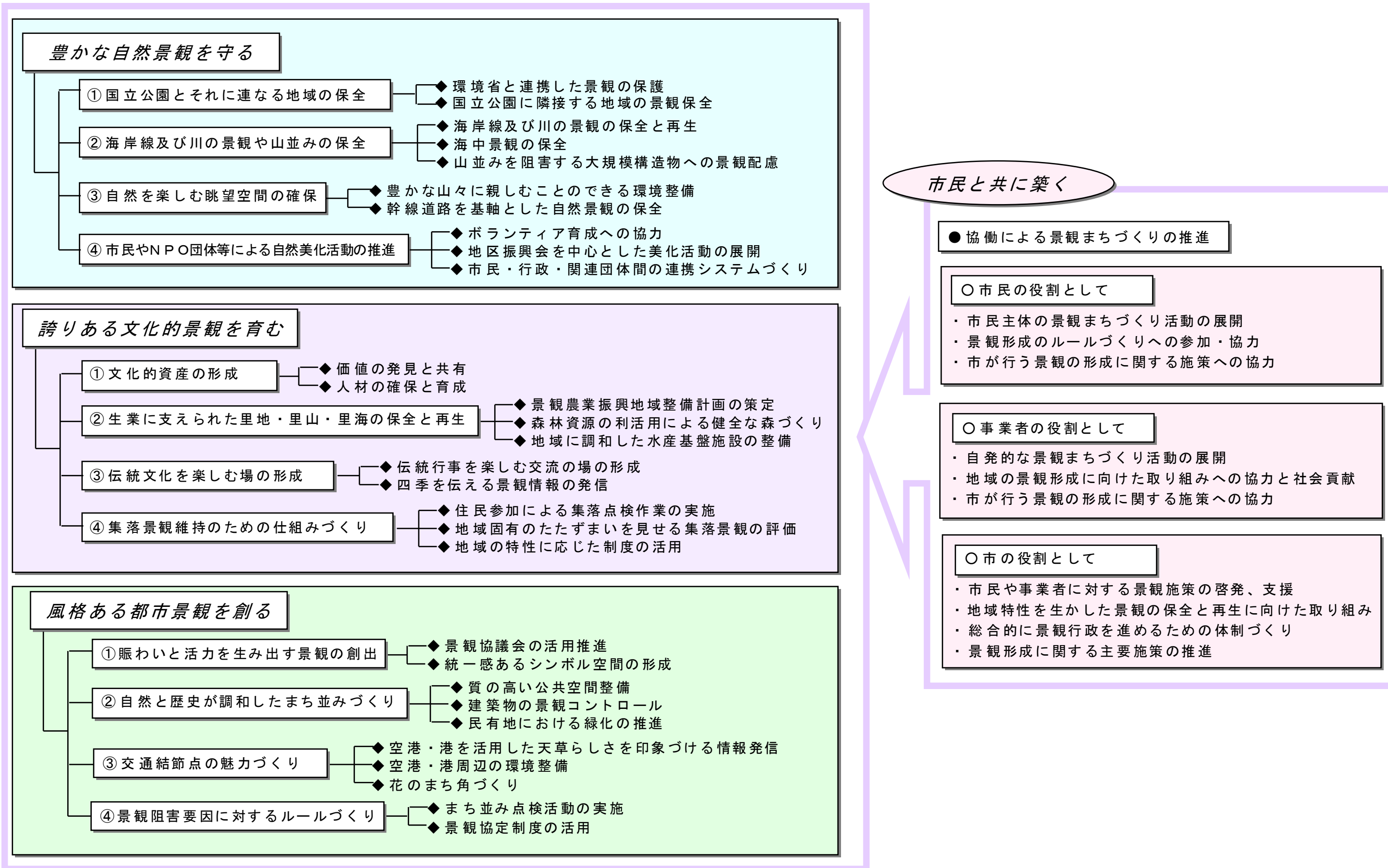
■景観形成の基本目標

日本の宝島“天草” 景観からの島づくり



3. 良好な景観の形成に関する基本方針

基本目標の達成に向けて、以下の基本方針を設定します。



4. 展開方策

(1) 豊かな自然景観を守る

① 国立公園とそれに連なる地域の保全

国立公園区域では、美しい自然景観との調和を図るため、自然公園法に基づき工作物の新築、増築、改築をはじめとする各種行為において、環境大臣への許可申請又は届出が必要です。本市に係る指定状況は、以下のとおりで、市域の約14%が国立公園区域となっています。

(天草市における地域・地区別指定状況)

単位：ha

特別地域					普通地域 (陸域)	計	海域公園 地区
特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計			
1	56	4,905	4,299	9,261	293	9,554	100

◆ 環境省と連携した景観の保護

国立公園内において定められる許可、届出に係る行為の基準を遵守するとともに、環境省の指導に基づき良好な景観の形成に努めます。

(雲仙天草国立公園天草地域保護計画：環境省)

地種区分	地域	地域概要及び保護計画の方針
特別保護地区	大ヶ瀬	大小数個の岩礁部からなり、その海上景観が優れた地域で厳正な保護を図ります。
第1種特別地域	松島町、有明海の内海多島群、鋸嶽山頂部、妙見浦、向辺田、片島、二子島、築の島	優れた内海多島景観、海蝕海岸景観を呈している地域、観海アルプスと呼ばれる特異な地形を有する地域で、厳正な保護を図ります。
第2種特別地域	樋合島、永浦島周辺、高舞登山、千巖山、太郎丸・次郎丸嶽、天草西海岸など	優れた海岸線、多島景観、特異な山容景観を有する地域で、自然資源の保護に十分配慮しながら利用との協調を図ります。
第3種特別地域	姫浦、二間戸、鹿島岳北斜面、屏風山、竜洞山、宮野河内、六郎次山、里浦、下須島など	第1種・第2種特別地域の周辺部にあたり、優れた眺望性、植生、景観を有する地域で、地域産業との協調を図りながら風致景観の維持を図ります。
海域公園地区	牛深海域公園、富岡海域公園地区、天草海域公園地区	多くの熱帯魚類、サンゴ類の群生、海中植物などが見られる優れた海中景観を呈している海域で厳正な保護を図ります。

◆ 国立公園に隣接する地域の景観保全

国立公園と調和した良好な景観の形成を推進します。特に、自然景観への配慮が必要な地域については、建築物・工作物等の新築、増築、改築等、一定の行為に対する届出制度により、良好な景観形成を誘導します。

②海岸線及び川の景観や山並みの保全

島の周辺では、鬼池～口之津（長崎）、牛深～蔵之元（鹿児島）を結ぶ航路など、各種船舶が海上を往来しています。このほか、遊漁船や観光クルージングによる船上からの景観に加え、グラスボートでは海中景観も楽しむことができます。こうした美しい景観は、天草市の大切な観光資源です。

◆海岸線及び川の景観の保全と再生

海岸景観は、汀線、海浜、海岸林、背後の丘陵地等の自然的要素と、海岸堤防、護岸、突堤等の人工的要素で構成されています。有明海、東シナ海、不知火海の海上から望む海岸線の自然景観保全に努めます。

また、島内の河川の整備にあたっては、その景観にも配慮し、海岸保全施設など人工構造物の築造にあたっては、自然景観との調和を図ります。

天草西部の海中には、色鮮やかなサンゴ類や熱帯魚類など亜熱帯性の生物が豊富です。しかし、近年、サンゴを餌にするオニヒトデなどによる被害が増えています。

そのため、環境省では早期発見・駆除について、関係自治体や研究機関、地元ダイビングクラブ及び漁業関係者等と連携し適切な対応方針を定めています。

本市においても、地元団体等との協力体制を整え、良好な海中景観の保全に努めます。



◆山並みを阻害する大規模構造物への景観配慮

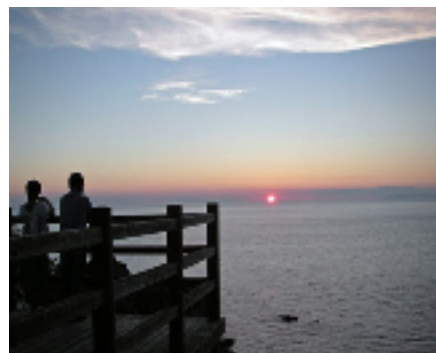
国立公園区域（特別地域）内における鉄塔、アンテナ等の設置については、主要道路及び主要な公園利用地区から海側の地域への新設は原則として認めない方針です。

区域外においても、山並み景観等を妨げる大規模行為について、適切な規制誘導を図り、良好な景観の保全に努めます。

③自然を楽しむ眺望空間の確保

天草最高峰の倉岳山頂からは、遠く雲仙普賢岳や阿蘇山、東シナ海や不知火海に浮かぶ島々を望むことができ、九州自然歩道や野営場などが整備されています。このほかにも、五和の天神山や御所浦の鳥峠、牛深の六郎次山などの山頂からは、天草らしい風景を楽しむことができます。

天草サンセットライン・ロザリオライン・イルカライン等、個性あるネーミングで親しまれている海岸道路では、車窓や沿道の展望所から、美しい自然景観に触れられます。



◆豊かな山々に親しむことのできる環境整備

市域の約70%が森林で覆われ、その約60%が天然林です。森林は、木材の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、土砂崩れの防止や洪水調整を行うほか、大気中の二酸化炭素を吸収することで温暖化防止の重要な役割を担うなど多面的な機能を発揮します。また、目に映る緑は、心にやすらぎや癒しを与えてくれます。



森林は、天草の景観を構成する重要な資源であり、森林認証制度への積極的な登録を推進すると同時に、適正な保全管理に努めます。また、遊歩道や眺望空間の整備など、多くの人々が美しい景観に触れる機会の創出を図ります。

◆幹線道路を基軸とした自然景観の保全

車窓からの景観に配慮した自然景観の保全を推進します。また、道路沿いに、撮影スポットをセットにしたフォトスポット&パーキング（とるば）の整備を推進します。

展望所や案内板の整備にあたっては、周辺の自然景観に調和した意匠、形態に努めます。なお、視界を遮る樹木の適正な維持管理や、利用者マナーの向上に努め、交流を促進する観光ロードとして利用の拡大を図ります。



(とるば)



④市民やNPO団体等による自然美化活動の推進

市域では、毎年定期的に行行政や地域団体、事業所等が参加して、清掃活動が行われています。

また、国立公園天草地域ではパークボランティアが登録されており、美化清掃活動にとどまらず、自然環境保全活動や自然解説活動など、天草のすばらしい自然を保護するための活動に取り組んでいます。

本市独自では、地区振興会を中心に、海や河川、公園、道路などの美化活動に取り組んでいます。

国立公園区域内でも被害が深刻化しているマツクイムシ等による松林の衰退は、天草らしい景観の形成にとって重大な問題であり、今後も各種事業を活用して、被害木の除去・予防に取り組んでいきます。また、被害木の早期発見が拡大防止には欠かせないため、市民からの情報伝達体制の構築に努めます。

このほかにも、熊本県の「水と緑の森づくり税」を活用した市民参加の「天草森の調査隊」などの取り組みも実施されています。

市民の参加や協力はもちろんのこと、隣接する市や町、関連する機関と連携を取り、広域的な視点で対策に取り組んでいく必要があります。



◆ボランティア育成への協力

環境省が取り組むパークボランティアとして登録する人材の確保や育成、自然に親しむ活動や美化清掃活動への協力を推進します。本市独自のボランティア登録制度についても検討し、市域の自然環境や景観を積極的に保全・創出していく活動の輪を広げます。



◆地区振興会を中心とした美化活動の展開

地域に密着した51の地区振興会を主力に、身近な自然景観を守るための美化活動を推進します。市は、住民が主体となった地域づくり活動に対して支援することとし、「住民主導・行政支援型のまちづくり」を推進します。

◆市民・行政・関連団体間の連携システムづくり

市民からの情報を基に、適切な対策等の検討を行う一貫したシステム構築により、景観上の問題をいち早くキャッチし、早期に解決できる体制づくりを進めます。また、国、県、市や関連団体が連携し、ボランティア活動などに関する情報提供の充実を図ります。

(2) 誇りある文化的景観を育む

①文化的資産の形成

平成16年の文化財保護法の一部改正により、地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「文化的景観」と定義し、新たな文化財として位置づけることになりました。文化的景観とは、日々の生活に根ざした景観で、日頃はその価値に気づきにくいものです。

この文化的景観は地域の歴史や文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化的資産と言えます。しかし、時代の変化とともに失われつつあるもの、忘れられようとしているものなど、価値あるものとして認識されていないのが現状です。

生活者自身がその価値に気がつくとともに、市民が一丸となって育むことの大切さを理解し、その価値を深めていく必要があります。

◆価値の発見と共有

日本の宝島“天草”地域財産再発見事業では、地区振興会単位で住民参加の資源掘り起こし活動が実施されています。今後も、地域の景観ウォッチング等によって、各地区の固有の歴史的、文化的資源の価値を見直していきます。

文化的景観は、その地域に伝わる固有の歴史、文化と関わり、独特の風土的特色を有しています。その保全は、地域に居住し、その景観の維持に直接関わる地域住民が主体となります。

しかし、持続可能な景観として育んでいくためには、住民だけの取り組みでは限界があり、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。そのため、住民同士また市民共有の財産として意識高揚を図る環境づくりを進めます。



◆人材の確保と育成

文化的景観を地域の観光資源として位置づけることで、都市生活者との交流を促進し、活性化によって若い世代の定住策や、団塊世代がふるさとに戻る仕組み等、各地域の特性にあった活用策を支援します。

また、地域以外の人々も景観保全活動に参加しやすい受け皿づくりや、体験型・参加型の活動を推進する研修制度などを進め、新たな人材の育成を図ります。

② 生業に支えられた里地、里山、里海の保全と再生

自然に働きかけて生業を営むと言う点において、農林水産業は依然として里地、里山、里海と密接な関係を持っている産業と言えます。

里地、里山、里海は、食料や燃料等の物資の提供、地域の気候・風土の調整、文化の育成、地域の生産システムや生態系サイクルの維持などを通して、人々の暮らしを長年支えてきました。

しかし、過疎、高齢化は、里山等の荒廃をもたらすとともに、地域経済を衰退させ、人々の生業にも影響を及ぼしています。

自然と共生しながら育まれる農林水産業が衰退していくことは、生態系のバランスを崩し、目に映る景観だけではなく、環境の破壊にもつながります。

農林水産業の果たす役割を理解し、文化的景観の保全と再生を目指していくことが求められます。

◆ 景観農業振興地域整備計画の策定

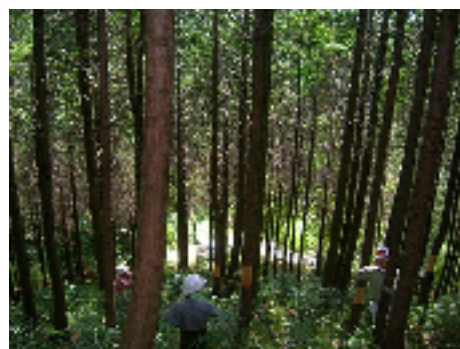
本市では、水稲のほか果樹や野菜の栽培が盛んですが、担い手が不足し遊休農地や荒廃地が増加しています。美しい石垣が残る干拓地跡にも雑草が茂る状況が見られます。そのため、ひまわりや菜の花などの景観作物を植栽するなど、遊休農地の解消を推進しています。

景観法では、景観計画区域内の農業振興地域において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合、景観農業振興地域整備計画を定めることができます。

農業関係者の参加を得ながら、棚田の畦畔の石積保全や景観作物の栽培、集落全体の共同作業等の計画立案に努めます。

◆ 森林資源の利活用による健全な森づくり

木材の価格低迷や森林所有者の高齢化などにより、放置山林が増加していることから、地下水確保をはじめとした森林本来の機能維持及び適切な維持管理を図るため、平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法が施行されました。これは、行政が森林保有者から委託を受けて主体的に管理できるようになった制度であることから、森林組合等との官民連携強化により、特用林産物の開発や流通体制の拡充に努め、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を推進し、健全な森林づくりを目指します。また、森林の景観を文化的景観として捉え、林業の果たす役割の重要性について、市民への情報発信を図っていきます。



◆地域に調和した水産基盤施設の整備

水産基盤施設には、漁港施設、漁港海岸施設、漁村集落生活環境施設、漁礁漁場・増殖場等漁場施設が含まれます。水産基盤整備は、漁業生産や流通加工振興、防災、生活環境の改善など地域振興課題に適切に対応することを目的に実施されています。

里海の保全を図るため、自然地形構造や周辺景観との調和に配慮した整備を推進します。推進にあたっては、漁業者をはじめとした住民の参画により、地域の実情・特性に応じた整備指針を作成します。

③伝統文化を楽しむ場の形成

本市では、五穀豊穰や大漁祈願、報恩感謝のお祭りや山の神奉納相撲など、各地で多彩な伝統行事が継承されています。

江戸時代には日本の各地で行われていた「虫追い祭り」も、農薬の普及などにより途絶えてきましたが、河浦町の一町田地区などでは、今なお受け継がれています。

伝統行事の風景は、祭りの場と借景を形づくる周辺の景観で成り立ち、祭りに参加する人だけでなく、そこを訪れる人々の心をも感動させてくれます。

幅広い世代の人々が、地域の生活文化を通じて交流しあう環境づくりが必要です。



◆伝統行事を楽しむ交流の場の形成

地域の伝統行事は、周辺景観と相まって独自の雰囲気を出してくれます。多くの人々が祭りの風景を楽しめるよう、その舞台となる交流空間の保全に努めます。

◆四季を伝える景観情報の発信

伝統行事をはじめとする四季折々の風景を、貴重な景観資源として捉え、市民や観光協会などと連携した情報発信システムの強化を図ります。

④集落景観維持のための仕組みづくり

市域には、防風石垣や棚田周辺の農村集落、海に向かって設けられた「カケ」や木造瓦屋根の民家からなる漁村集落、背戸輪（屋）と言われる漁村家屋群など、地域固有のたたずまいが散在します。

これらの集落景観は、そこに住む人達の営みによって成り立っています。地域外からみた客観的評価を行うなど、住民相互がその価値を認識できる活動により、住民の発意と合意に基づく存続のための仕組みを整えていかなければなりません。

そのため、地域ごとに住民参加による集落点検などの作業を実施し、守るべき対象物や行為、維持・継続すべき活動について確認しあう場を確保していくことが必要です。



◆住民参加による集落点検作業の実施

古くから人々は、相互扶助により草払いなどに参加し、地域のコミュニティを育んできました。それは、互いの連帯感を深め、共存しあうことにより住民意識を高める活動でもありました。高齢化が進行していく中、このような相互扶助の活動を一層深めていくことが求められます。

まちの集落景観を保つため、点検作業を住民主体で推進していく体制づくりを進めます。

◆地域固有のたたずまいを見せる集落景観の評価

空家となった家屋、増築、改築されていく家屋などにより、伝統的な集落景観が失われつつあります。個々の家々ではなく、まち並みを形成する集落としての一体的景観を評価することで、住む人の意識とともに、その価値に対する認識が深められていきます。

学識経験者などによる外部調査の実施や、まち並み景観コンクールなどの表彰制度により、その価値を評価できる体制を整えていきます。

◆地域の特性に応じた制度の活用

集落景観の保全を図るためには、地域の特性や実情を見極め、住民の合意に基づくルールづくりが必要です。

守るべき文化的景観の区域を専門的見地に立って調査し、住民参加のもとに保存計画や行動計画の立案を行い、景観形成地域の指定や景観協定の締結など、地域に応じた制度を活用していきます。

また、自然、歴史、文化、生活等からみた地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木の保全を図るため、景観重要建造物、景観重要樹木の制度を活用していきます。

(3) 風格ある都市景観を創る

①賑わいと活力を生み出す景観の創出

郊外型の大型店舗出店などにより、中心市街地の空洞化が進行し、賑わいある景観が薄れてきています。そのため、市では、地域再生計画等に基づき、市街地の整備改善と商業等の活性化に向け取り組んでいます。

人が集い賑わいを生み出すためには、多くの人を引き付け、歩いてみたくなる心地よい空間づくりが必要です。商店街の外灯や店舗の看板、案内板等に統一性を持たせるなど、商店街組織が一丸となって景観づくりに取り組むことが求められます。

◆景観協議会の活用推進

商店街やその周辺を構成する商店街振興組合、商工会、地区住民等による景観協議会の設置など、地域の活力を生み出す景観まちづくり活動を支援します。

◆統一感あるシンボル空間の形成

ショーウィンドーや外観等の照明、店舗前の可動式ワゴン、フラワーボックスなどについては、統一感のあるデザインを導入し景観づくりを進めます。

②自然と歴史が調和したまち並みづくり

祇園橋や本渡諏訪神社、明德寺など歴史資源が散在する本渡の市街地では、河川敷や歩道などの公共空間の環境整備が進められています。

しかし、建築物が密集する民有空間では、景観への配慮が必要であり、官民が一体となった、風格ある景観まちづくりが求められます。



◆質の高い公共空間整備

景観軸となる幹線道路の電線地中化や街路樹等の整備を推進します。また、観光案内や道路案内など公共サインの設置についても、まち並み景観と調和する色やデザインに配慮した統一規格等の検討を進めます。

◆建築物の景観コントロール

建築物の新築、増築、改築の際は、周辺の自然や歴史的景観との調和を図るため、意匠、形態、色彩に配慮するなど、一定の行為に対する基準を定め、まち全体のバランスを考慮した景観まちづくりを進めます。

◆民有地における緑化の推進

樹木や草花による緑化を推進するため、各種景観コンクールを開催するなど本市独自の表彰制度や、記念樹配布等の制度について導入を検討し、官民一丸となった都市緑化を推進します。

③交通結節点の魅力づくり

天草空港、本渡港、鬼池港、牛深港等は、市内外の人々が利用する本市の玄関口となっています。また、地域高規格道路の整備に伴う、交流人口の増大が期待されています。

空港や港においては、離発着する便とバスなどの乗り継ぎの利便性や総合的な情報案内等の充実が欠かせません。美しい景観まちづくりの面からもわかり

やすく利用しやすい環境の整備や、観光施策との連携が必要です。



◆空港・港を活用した天草らしさを印象づける情報発信

空港や港のターミナルに降り立った時、四季を通じて美しい天草の景観を印象づける情報が発信できるよう関連機関との連携を図ります。

◆空港・港周辺環境整備

空港周辺の緑地保全を推進します。主要な港については、周辺の広場や駐車場の緑化を推進し、潤いのある快適な空間づくりに努めます。また、港の機能については、汽船事業者や観光関連団体などと協議を深め、必要に応じた対策の検討を図ります。

◆花のまち角づくり

主要道路の結節点や、交流の基軸となる幹線道路が交差する主要なまち角は、ゆとりある空間づくりに努め、樹木や花の植栽などによる花のまち角づくりを推進します。

④景観阻害要因に対するルールづくり

乱立する屋外広告物や自動販売機は、沿道景観を阻害する大きな要因となっています。しかしながら、景観協定の締結により、屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけ等を定め、良好な景観形成を推進することが可能です。

景観を阻害している要因を把握し、改善を促す活動に取り組んでいくことが必要です。

◆まち並み点検活動の実施

地域内外の人たちを募り、まち並み点検活動などを実施していきます。点検活動の結果をワークショップ等で話し合いながら、どう改善していくか、どのようなルールづくりが必要かなど、地域にあった基準を話し合う場を設けていきます。積極的に取り組もうとする地域に対して、市がアドバイザーを派遣するなど各種の支援体制を整えていきます。

◆景観協定制度の活用

一定の区域について、住民の合意が図られる場合、景観協定制度を活用し、より良好な景観形成の実現を図ります。

IV. 協働による景観まちづくりの推進



景観まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、市が、それぞれの責務を果たすとともに、協力、連携しながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

ここでは、景観まちづくりの主体となる市民、事業者、市の果たす役割から、期待される景観活動を整理します。

1. 市民としての役割

身近な景観づくりの重要な担い手としての役割を理解し、地域の景観に関心を深め、快適な生活空間の質的向上や環境と調和した景観まちづくり活動に、主体的に取り組む活動展開が期待されます。

●市民主体の景観まちづくり活動の展開

- ・景観資源の掘り起こしや、まち並み（集落）点検活動などに参加します。
- ・地域の景観資源マップを作成します。
- ・地域の自然や歴史、文化、生活を特徴づける景観重要建造物や樹木の掘り起こしをします。
- ・地域に残る歴史や文化を子どもたちに語り継ぐ活動に参加します。
- ・家周辺の道路の清掃や、自治会等における地域の美化活動などに積極的に参加します。

等

●景観形成のルールづくりへの参加・協力

- ・近隣との協働により、建築協定や緑地協定、景観協定などのルールづくりに参加します。
- ・住民提案制度等を活用し、景観計画について提案します。
- ・景観形成重点地区の計画づくりに参加し、地域を守るためのルールづくりに協力します。
- ・地域のルールを理解し、景観の形成に協力します。

等

●市が行う景観の形成に関する施策への協力

- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーに参加します。
- ・地域で開催される景観まちづくりのワークショップなどに参加します。

等

2. 事業者としての役割

景観まちづくりに貢献する役割を理解し、地域の景観に関心を深め、事業活動が周辺景観に与える影響に配慮するとともに、社会貢献できるような取り組みに参加・協力していくことが期待されます。

●自発的な景観まちづくり活動の展開

- ・地域の歴史や文化に関心をもち、事業所活動に生かします。
- ・事業所の広報活動などに地域の景観資源を活用し、情報を発信します。
- ・事業所内緑化を推進します。
- ・周辺の道路の清掃や地域の美化活動などに積極的に参加します。
- ・地域の景観に配慮した施設整備（建築物や屋外広告物）を行います。

等

●地域の景観形成に向けた取り組みへの協力と社会貢献

- ・周辺の事業者と協力しあい連続性のあるまち並みづくりを推進します。
- ・景観形成重点地区の計画づくりに参加し協力します。
- ・地域で決められている景観形成のルールを認識し守ります。
- ・公共空間の維持管理活動に積極的に貢献します。
- ・事業所の持つ専門的技術や知識、人材を景観まちづくり活動へ提供、派遣します。

等

●市が行う景観の形成に関する施策への協力

- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーに進んで参加します。
- ・地域で開催される景観まちづくりのワークショップなどに参加します。

等

3. 景観行政団体としての市の役割

市民、事業者の景観まちづくり活動を支援するとともに、良好な景観形成に向けた調整や指導、啓発活動を推進していく役割を担います。

●市民や事業者に対する景観施策の啓発、支援

- ・身近な景観を楽しみながら点検、評価する「景観フォト×コンテスト」などを実施します。
- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーを開催します。
- ・天草市風景 100 選、景観四季暦、景観ツアーなど地域景観の再発見と情報発信に取り組みます。
- ・景観まちづくりのワークショップを開催し、市民や事業者の意向を把握します。
- ・将来の担い手となる子どもたちに対する景観まちづくり学習の推進に努めます。
- ・景観の優良事例の紹介や表彰制度の活用を進めます。
- ・地域組織やNPO法人、各種団体等により展開される景観づくり活動に対して適切な支援を行います。

等

●地域特性を生かした景観の保全と再生に向けた取り組み

- ・市民や事業者が景観計画の策定等について提案できる機会や環境を整えます。
- ・景観形成地域を指定し、地域の個性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・景観地区、準景観地区、景観協定制度等の活用を推進します。

等

●総合的に景観行政を進めるための体制づくり

- ・景観窓口となる担当部署の設置と、庁内関連部署との連携体制（景観担当者会議）を整えます。
- ・行為の届出に関する審査体制を整えます（景観アドバイザーによる技術的助言、景観審議会への意見聴取等）。
- ・専門家を派遣し技術的支援を行う景観アドバイザー事業の活用を推進します。

等

●景観に関する主要施策の推進

- ・届出行為に関する事務処理手順書を作成します。
- ・景観に関する指導の統一を図るため、色彩をはじめ景観形成の基準をわかりやすく示す景観形成ガイドラインの作成を検討します。
- ・地区景観計画の策定を重点地区住民と協働で進めます。
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。

等

V. 良好な景観形成のための行為の制限



本市の良好な景観を保全し、天草らしい景観の形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為について制限を定める必要があります。

設定にあたっては、市域でこれまで運用されてきた「熊本県景観条例」「天草町の景観を守り育てる条例」との整合性に配慮するとともに、各地域の景観特性を考慮し定めます。

そのため、市全域を対象とする大規模行為の制限に加え、「熊本県景観条例」において景観形成地域、特定施設届出地区として指定されていた区域、「天草町の景観を守り育てる条例」において景観形成地区として指定されていた地区については、本計画に移行し、継続して良好な景観形成に努めます。

また、市域の景観形成上重要な地区等を抽出し、行為の制限を定めることにより、良好な景観の形成を推進します。

これらの行為に関しては、景観法及び天草市景観条例に基づき、これまで同様 30 日前までに届出が必要です。届出の内容は、景観形成基準に適合することが必要です。届出の内容によっては、助言、指導等を行います。

1. 景観計画区域（天草市全域）における行為の制限 P 27. ～

- 景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為（大規模行為）を制限。

2. 景観形成地域における行為の制限 P 29. ～

- 景観の保全及び形成に影響を及ぼす可能性のある行為を制限。

「熊本県景観条例」により、県土の景観形成上、重要な地域として定められた地域

- | | |
|---------------|---------------|
| ○天草景観形成地域 | ○牛深景観形成地域 |
| ・本渡・五和景観形成ゾーン | ・ウォーターフロントゾーン |
| ・沿道景観形成ゾーン | ・中心市街地ゾーン |

「天草町の景観を守り育てる条例」により、天草町の顔となる代表的な地域として定められた地域

- | | |
|------------|-----------|
| ○下田景観形成地域 | ○高浜景観形成地域 |
| ○福連木景観形成地域 | ○大江景観形成地域 |

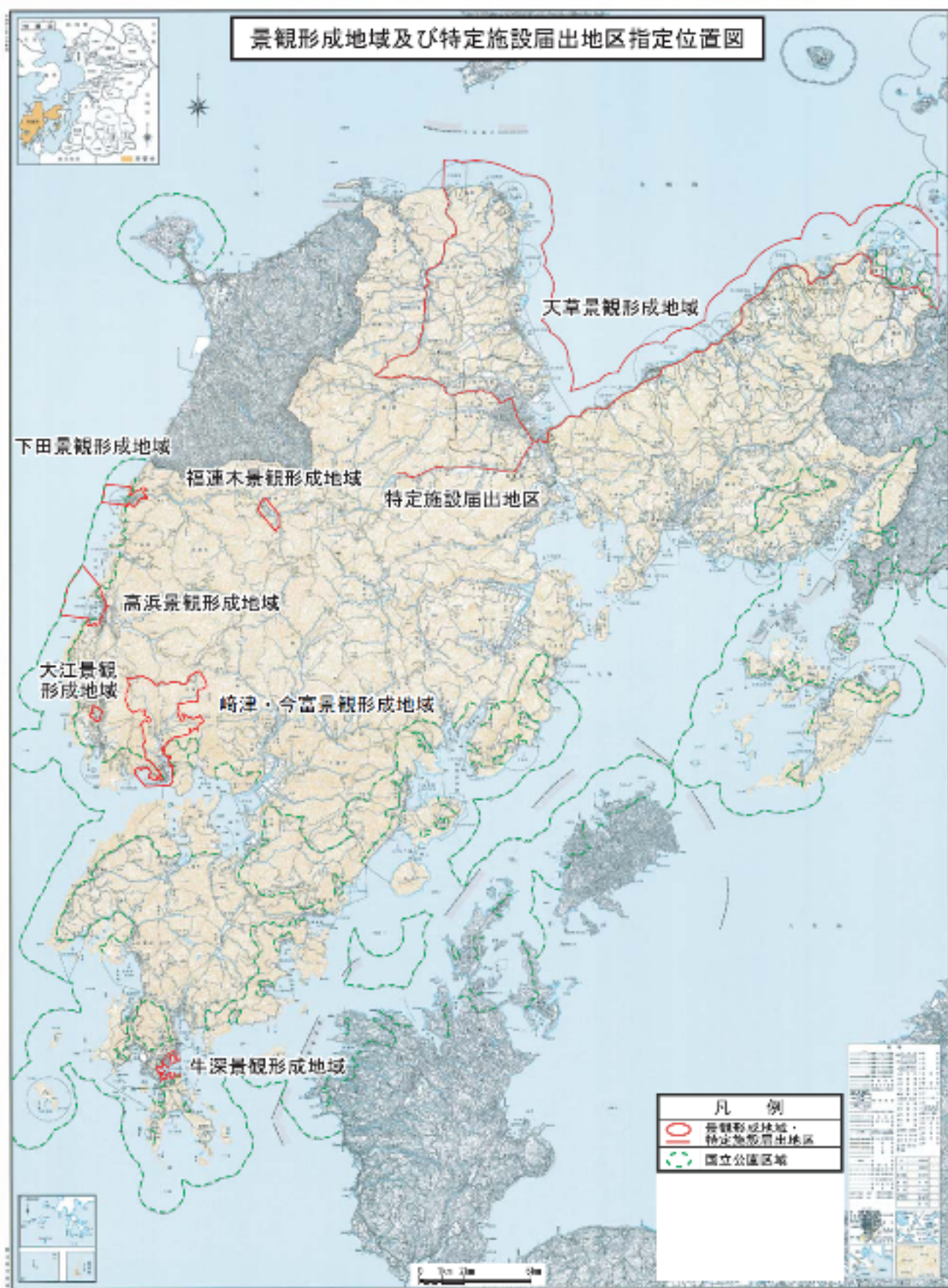
「景観形成重点地区」として、景観資源を核として、集落を含む周辺一帯の良好な景観づくりを住民主体で目指す地域

- 崎津・今富景観形成地域

3. 特定施設届出地区における行為の制限 P 44. ～

「熊本県景観条例」により、建築物、工作物等が集積し、又は集積すると予想される区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道区域に定められた地区

- ・国道 266 号（国道 324 号との交点から道目木隧道入口の区間）



1. 景観計画区域における行為の制限

(1) 届出対象行為

市全域を対象とする景観計画区域における届出が必要な行為は、法第 16 条第 1 項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」における届出対象（大規模行為）との整合を図り以下のとおりとします。

■景観計画区域における届出が必要な行為

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出対象行為を除く)

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ 13m 又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1)
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく及び塀、擁壁等 ・高さが 2 m、かつ、長さが 50m を超えるもの (※1)
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 ・高さ 20m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		広告塔又は広告板 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
	太陽光発電設備等 ・土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が 100 m ² を超えるもの又は発電出力が 10 kW 以上のもの (※1)	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取		・地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）		・変更に係る部分の土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

※1 建築物及び工作物の届出対象行為には、増築又は改築により当該届出対象規模を超えるものを含む。

※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さとする。

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

良好な景観形成を具体的に実現するため、届出対象行為ごとに、景観形成の基準を定めます。

■景観計画区域における景観形成のための基準

行為	事項	景観形成のための基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は以下のものを基準とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 【外壁】 [基準色]N(無彩色)：明度6以上、R(赤)・YR(黄赤)：明度5以上 彩度6以下、Y(黄)：明度5以上 彩度4以下、その他：明度5以上 彩度2以下 [推奨色]N(無彩色)：明度8以上、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)：明度7以上 彩度3以下、その他：明度7以上 彩度1以下 【屋根】 [基準色]N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 彩度3以下、その他：明度5以下 彩度2以下
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。	
	敷地の緑化	・敷地内はできるだけ緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。	
さく及び塀、擁壁等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。	
緑化	・さく及び塀の周囲については、できるだけ緑化に配慮すること。		
太陽光発電設備等		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。	
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。	

2. 景観形成地域における行為の制限

(1) 届出対象行為

景観形成地域における届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」及び「天草町の景観を守り育てる条例」における届出対象との整合を図り、以下のとおりとします。

■ 景観形成地域における届出が必要な行為

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転若しくは撤去	・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ さく及び塀、擁壁等 ・ 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等 ・ 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 ・ 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等 ・ 広告塔又は広告板 ・ 太陽光発電設備等
		・ 高さが1.5mを超えるもの(※2)
		・ 高さが5mを超えるもの (※1, 2)
		・ 高さが10mを超えるもの (※2)
		・ 高さが5mを超えるもの ・ 築造面積が10㎡を超えるもの (※2)
		・ 表示面積が1㎡を超えるもの ・ 土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの又は発電出力が10kW以上のもの(※2)
鉱物の掘採又は土石の採取		・ 当該行為の行われる土地の面積が500㎡を超えるもの ・ 高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁が生ずる切土又は盛土を伴うもの
土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む)		・ 変更に係る部分の土地の面積が500㎡を超えるもの ・ 高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採		・ 高さが10mを超えるもの ・ 伐採面積が500㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ 高さが1.5mを超えるもの ・ 当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの(建築物の存する敷地内で行う行為を除く) ・ 90日を超えて継続する場合の当該堆積場における物件の堆積
屋外における自動販売装置の設置 広告物の設置又は外観の変更		・ 全てを対象 ・ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの ・ 表示面積が1㎡を超えるもの

※1 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※2 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は築造面積が各届出対象規模を超えるものを含む。
(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

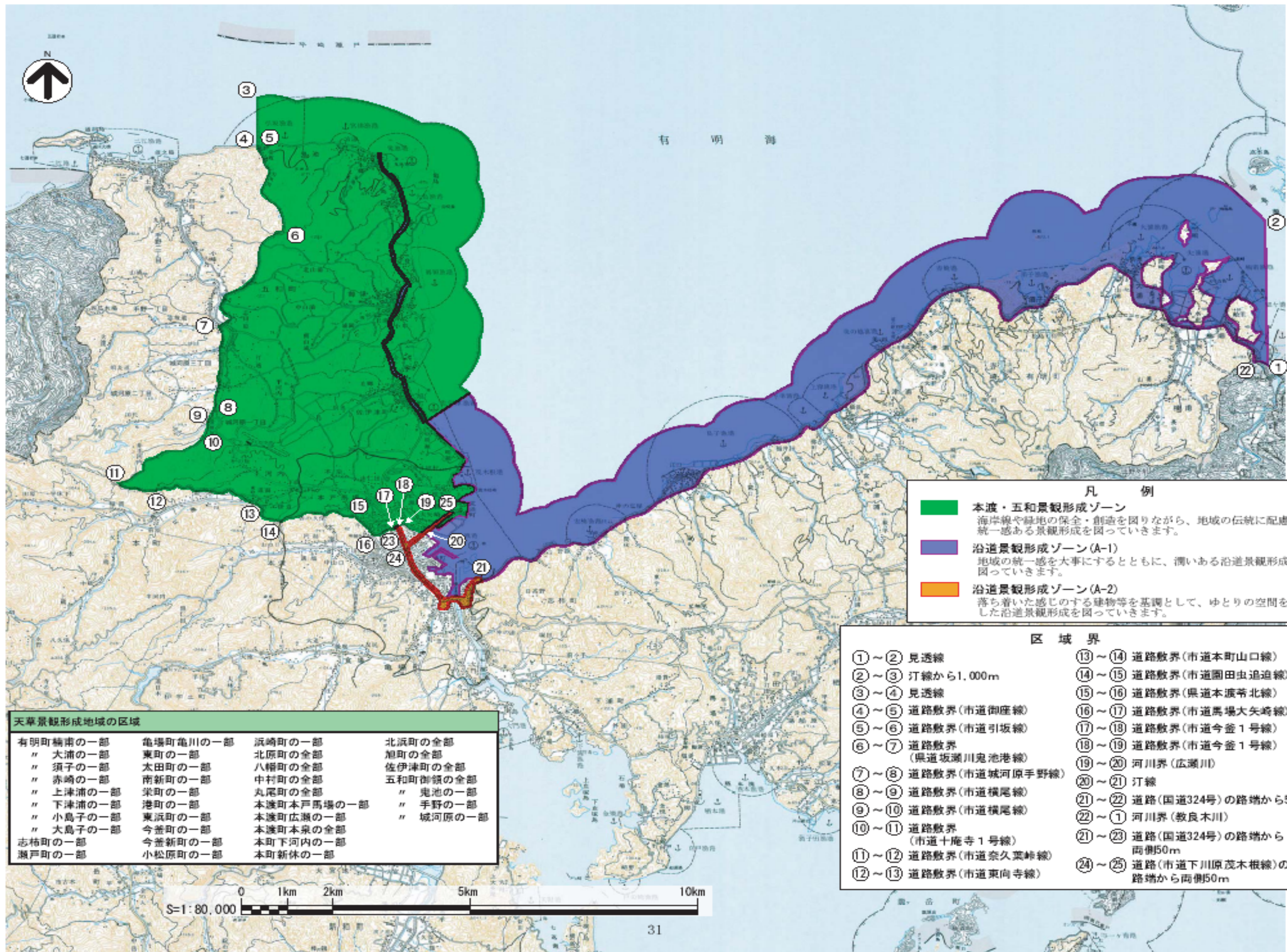
景観形成地域は、天草市の貴重な景観特性が象徴的に現われており、特に良好な景観の形成を図っていく必要があります。

良好な景観形成を具体的に実現するために、景観形成地域ごとに、特性及び方針を整理し、景観形成の基準を定めます。

①天草景観形成地域

■景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン	景観形成地域の特性・基本方針
本渡・五和景観形成ゾーン	<p>穏やかな磯と入り江をもつ海岸線と、緩やかな緑の丘陵地からなり、海岸線には海水浴場等のレクリエーション施設が立地しています。五和地区には、新しい天草の玄関口天草空港があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の築造にあたっては、周囲の自然景観との調和に配慮した意匠、形態とし、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然豊かでゆとりある施設づくりに努めます。 ・区画形質の変更にあたっては、既存の地形形状を生かした造成を行うとともに、やむを得ず構築するのり面、擁壁については、十分な緑化に努め、自然と調和した景観づくりを図ります。 ・集落については、地域の伝統的な建築様式や材料に配慮し、統一感のある集落景観づくりに努めます。
沿道景観形成ゾーン	<p>A 1 天草地域の主要動線である国道 324 号等の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として天草を印象づける地区となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めます。 ・沿道サービス施設等については、周囲の集落との基調に配慮した意匠、形態とするとともに、看板等も建物と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めます。 ・広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できるだけ山側に設置するとともに、意匠、形態についても十分配慮し、周囲の景観になじんだものとなるよう努めます。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置、形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努めます。 ・道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成を進めます。
	<p>A 2 天草地域の主要動線である国道 324 号等の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、できるだけ道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、潤いに満ちた景観形成に努めます。 ・建築物の意匠、形態は、できるだけ落ち着いたものとするとともに、看板等も一体的な意匠、形態とし、風格ある市街地、沿道景観の形成に努めます。



凡 例

■ **本渡・五和景観形成ゾーン**
海岸線や緑地の保全・創造を図りながら、地域の伝統に配慮した統一感ある景観形成を図っていきます。

■ **沿道景観形成ゾーン(A-1)**
地域の統一感を大事にするとともに、潤いある沿道景観形成を図っていきます。

■ **沿道景観形成ゾーン(A-2)**
落ち着いた感じのする建物等を基調として、ゆとりの空間を確保した沿道景観形成を図っていきます。

天草景観形成地域の区域

有明町橋南の一部	亀場町亀川の一部	浜崎町の一部	北浜町の全部
〃 大浦の一部	東町の一部	北原町の全部	旭町の全部
〃 須子の一部	太田町の一部	八幡町の全部	佐伊津町の全部
〃 赤崎の一部	南新町の一部	中村町の全部	五和町御領の全部
〃 上津浦の一部	栄町の一部	丸尾町の全部	〃 鬼池の一部
〃 下津浦の一部	港町の一部	本渡町本戸馬場の一部	〃 手野の一部
〃 小島子の一部	東浜町の一部	本渡町広瀬の一部	〃 城河原の一部
〃 大島子の一部	今釜町の一部	本渡町本泉の全部	
志柿町の一部	今釜新町の一部	本町下河内の一部	
瀬戸町の一部	小松原町の一部	本町新休の一部	

区 域 界

①～② 見透線	⑬～⑭ 道路敷界(市道本町山ノ口線)
②～③ 汀線から1,000m	⑭～⑮ 道路敷界(市道園田虫追追線)
③～④ 見透線	⑮～⑯ 道路敷界(県道本渡菅北線)
④～⑤ 道路敷界(市道御座線)	⑯～⑰ 道路敷界(市道馬場大矢崎線)
⑤～⑥ 道路敷界(市道引坂線)	⑰～⑱ 道路敷界(市道今釜1号線)
⑥～⑦ 道路敷界 (県道坂瀬川鬼池港線)	⑱～⑲ 道路敷界(市道今釜1号線)
⑦～⑧ 道路敷界(市道城河原手野線)	⑲～⑳ 河川界(広瀬川)
⑧～⑨ 道路敷界(市道横尾線)	㉑～㉒ 汀線
⑨～⑩ 道路敷界(市道横尾線)	㉒～㉓ 道路(国道324号)の路端から50m
⑩～⑪ 道路敷界 (市道十庵寺1号線)	㉓～㉔ 河川界(教良木川)
⑪～⑫ 道路敷界(市道奈久栗峰線)	㉔～㉕ 道路(国道324号)の路端から 両側50m
⑫～⑬ 道路敷界(市道東向寺線)	㉕～㉖ 道路(市道下川原茂木根線)の 路端から両側50m

■天草景観形成地域における景観形成のための基準

		本渡・五和景観形成ゾーン	
建築物等	位置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するも 観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。
		隣接地からの位置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに
		配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりとつり合いのとれ 周囲の基調となる景観と調和のとれる配置とする。 観光、宿泊施設は、自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある
	外観	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮す 観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、勾配のある屋根とするように努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観 空調及び給排水等の設備は道路から見えない場所に設置するか、覆いをする等、建築物本体及 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するもの
			<ul style="list-style-type: none"> 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保 観光、宿泊施設の建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 材料は耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いる
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根の色彩は、以下のものを基準とし、周辺の集落、まち並み等の建築物や周辺と調 ものとする。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 【外壁】 [基準色] 全ての色相：明度6以上、R(赤)・YR(黄赤)：彩度5以下、Y(黄)：彩度4以下、 [推奨色] 全ての色相：明度8以上、R(赤)・YR(黄赤)・黄(Y)：彩度3以下、その他の色相 【屋根】 [基準色] N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 [推奨色] N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるも のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図 観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮するものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体感ができるような緑化に努めるものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化に努めるものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化に努めるものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化に努めるものとする。 樹種の選定にあたっては、自然植生を考慮し、まち並みとの調和に努めるものとする。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するよ 道路側に設けるさく、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものと 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなもの は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。 	
	工作物	さく、塀、擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> 位置は、道路からできるだけ後退させ、海岸線には設置しないように努めるものとする。 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 敷地の周囲の緑化に努めるものとする。
記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱等		<ul style="list-style-type: none"> 位置は、道路からできるだけ後退させ、海岸線には設置しないように努めるものとする。 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 敷地の周囲の緑化に努めるものとする。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲の緑化に努めるものとする。 	

		本渡・五和景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
			A-1	A-2
工 作 物	電気供給又は有線電 気通信のための電線 路又は空中線の支持 物	・電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。		
		・電線敷はできるだけまとめて、少なくなるように努めるものとする。		
		・電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		
		・電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。		
		・景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	太陽光発電設備等	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。		
		・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
		・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。		
		・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。		
		・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。		
木竹の伐採及び事後の緑 化に関する事項	・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。			
	・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。			
	・海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。			
	・木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。			
	・木竹の伐採は、伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。			
	・樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。			
	・伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。			
	・屋外における物件の堆積 の方法及び遮へいに関する 事項			
	・物件の堆積の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。			
	・敷地の周辺は、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後 の土地の形状及び緑化に 関する事項	・掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
	・掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。			
	・掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
	・土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。			
	・既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑化を図るとともに、やむを得ず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。			
	・海岸沿いの土地の区画形質の変更は、できるだけ自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。			
	・土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺にできるだけ緩衝緑地帯を確保するように努めるものとする。			
	・宅地開発等にあたっては、道路側5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。			
	・敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化に努めるものとする。			
	・区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りではない。			
屋外における自動販売装 置の設置方法に関する事 項	・宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画面積をできるだけ大きくするよう努めるものとする。			
	・自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。			
広告物に関する事項	・海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。			
	・位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。			
	・設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。			
	・材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離などおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。			
	・色彩は、周辺の景観との調和が図れるものとし、多色使いを避けるように努めるものとする。			
	・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。			
		・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。		

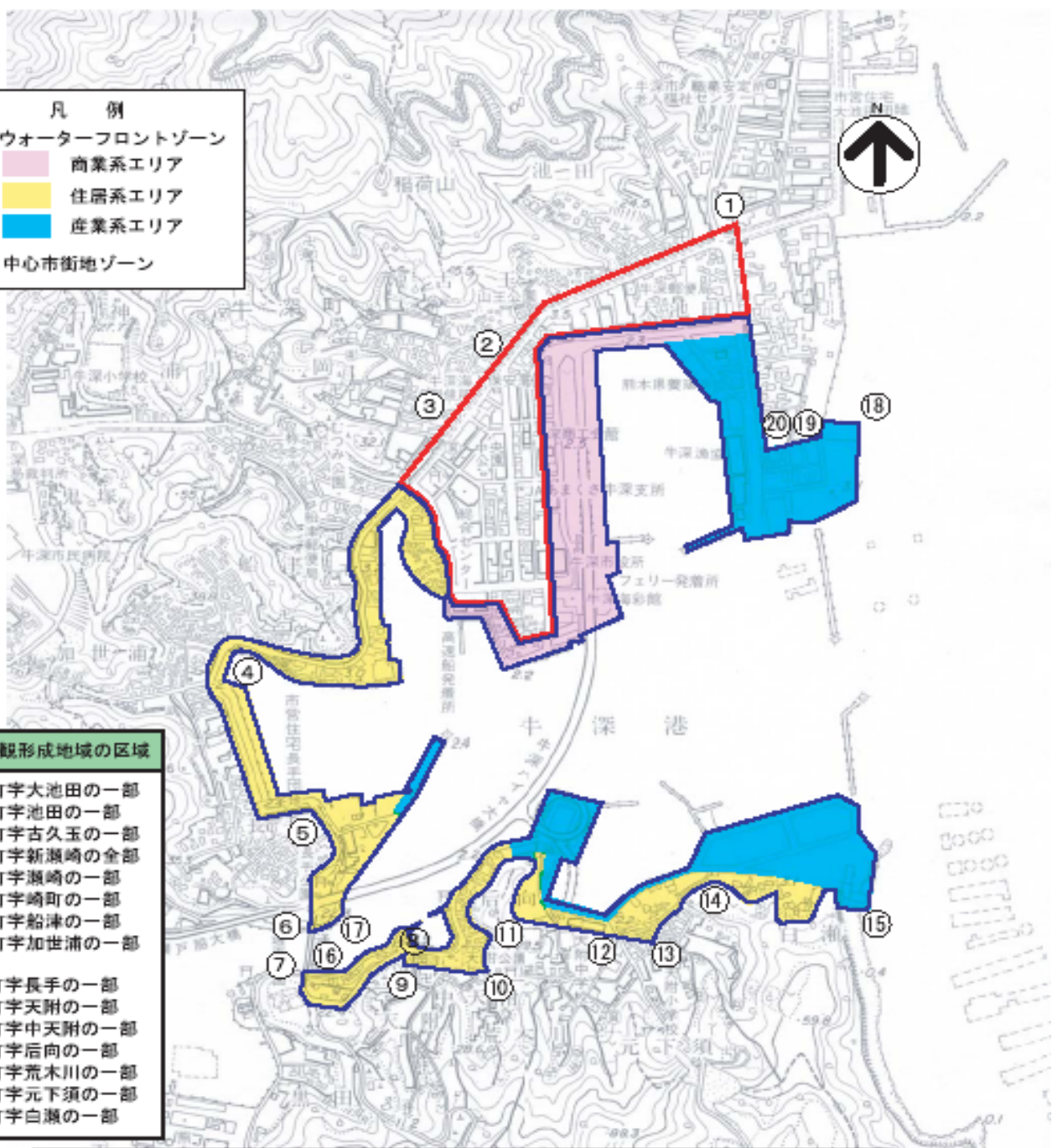
* 建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む）

②牛深景観形成地域

■景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン	景観形成地域の特性・基本方針
ウォーター フロント ゾーン	<p>牛深の原風景である海と、海と共生するまちに触れることのできるゾーンです。最も牛深らしく、景観形成を進めていく上で、先導的役割を果たし、景観形成によるまちづくりを住民に広く知らしめる地区です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハイヤ大橋や海からの眺めを美しく保ち、海のまち天草市牛深町を印象づける景観形成に努めます。 ○港とともにある伝統的集落を保全し、海と一体となった生活文化を感じさせる景観形成に努めます。 ○海と港をめぐり、多彩な水辺のシーンを演出するウォーターフロント景観の形成に努めます。 ○海と調和し、かつ海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用います。
商業系 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所は開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めます。 ・塔屋、パラペット、屋上設備等、建築物の屋上のデザインに配慮します。 ・建築物の色彩は、低彩度色を基調とし、高彩度色はアクセント的な利用に限ります。 ・建築物の敷地際や海側の緑化に努めます。 ・広告物は過剰とならないよう面積、数に留意し、屋外広告のデザインや野立広告の高さに配慮します。
住居系 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・漁村の雰囲気を受け継ぐよう勾配屋根とし、陸屋根のものは周辺と調和したデザインに配慮します。 ・建物の窓辺やベランダは、できるだけ牛深らしい花木による緑化に努めます。
産業系 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建物は、建物のボリューム感を軽減するようデザイン的に配慮し、色彩は背景から浮き立たないように低彩度色を基調に、殺風景とならない配色に努めます。 ・物品は、雑然とならないよう整理に努めます。
中心市街地 ゾーン	<p>牛深の都市的イメージを代表する所で、住民と来訪者が最も交流するゾーンです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○牛深の海と緑の中に美しく融け込む、統一感とゆとりのあるまとまりをもった景観形成に努めます。 ○まちへの入口、通りが印象に残る美しいまち並みを備えた景観形成に努めます。 ○牛深の中心にふさわしい明るさと賑わいに満ちた景観形成に努めます。 ・塔屋、パラペット、屋上設備等、建築物の屋上のデザインに配慮します。 ・建築物の色彩は、低彩度色を基調とし、隣接する建物との調和に配慮し、高彩度色はアクセント的な利用に限ります。 ・屋外広告や建築物のファサードを隠す広告物は避け、1店舗あたりの面積、数が過剰にならないようにします。また、テナント広告は建築物本体とのデザインの調和に配慮します。 ・敷地周辺や駐車場の緑化を推進します。

- 凡例
- ウォーターフロントゾーン
 - 商業系エリア
 - 住居系エリア
 - 産業系エリア
 - 中心市街地ゾーン



牛深景観形成地域の区域

- 牛深町字大池田の一部
- 牛深町字池田の一部
- 牛深町字古久玉の一部
- 牛深町字新瀬崎の全部
- 牛深町字瀬崎の一部
- 牛深町字崎町の一部
- 牛深町字船津の一部
- 牛深町字加世浦の一部

- 牛深町字長手の一部
- 牛深町字天附の一部
- 牛深町字中天附の一部
- 牛深町字后向の一部
- 牛深町字荒木川の一部
- 牛深町字元下須の一部
- 牛深町字白瀬の一部

区域界

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ①～② 道路敷界(国道266号)から一区画 | ⑪～⑫ 道路敷界(臨港道路)から一区画 |
| ②～③ 道路敷界(市道岡東区線)から一区画 | ⑫～⑬ 公衆用道路 |
| ③～④ 道路敷界(市道真浦古久玉線)から一区画 | ⑬～⑭ 道路敷界(市道天附白瀬線) |
| ④～⑤ 道路敷界(市道長手天附線)から一区画 | ⑭～⑮ 地類界 |
| ⑤～⑥ 道路敷界(市道長手天附線) | ⑮～⑯ 汀線 |
| ⑥～⑦ 道路敷界(市道長手天附線) | ⑰～⑱ 汀線 |
| ⑦～⑧ 道路敷界(市道長手天附線) | ⑱～⑲ 公衆用道路 |
| ⑧～⑨ 公衆用道路 | ⑲～⑳ 公衆用道路 |
| ⑨～⑩ 道路敷界(市道天附白瀬線) | ⑳～① 道路敷界(臨港道路)から一区画 |
| ⑩～⑪ 地類界 | |

(注)一区画とは、建築基準法施行令第1条第1項第1号による敷地(一団の土地)のことをいう。



■牛深景観形成地域における景観形成のための基準

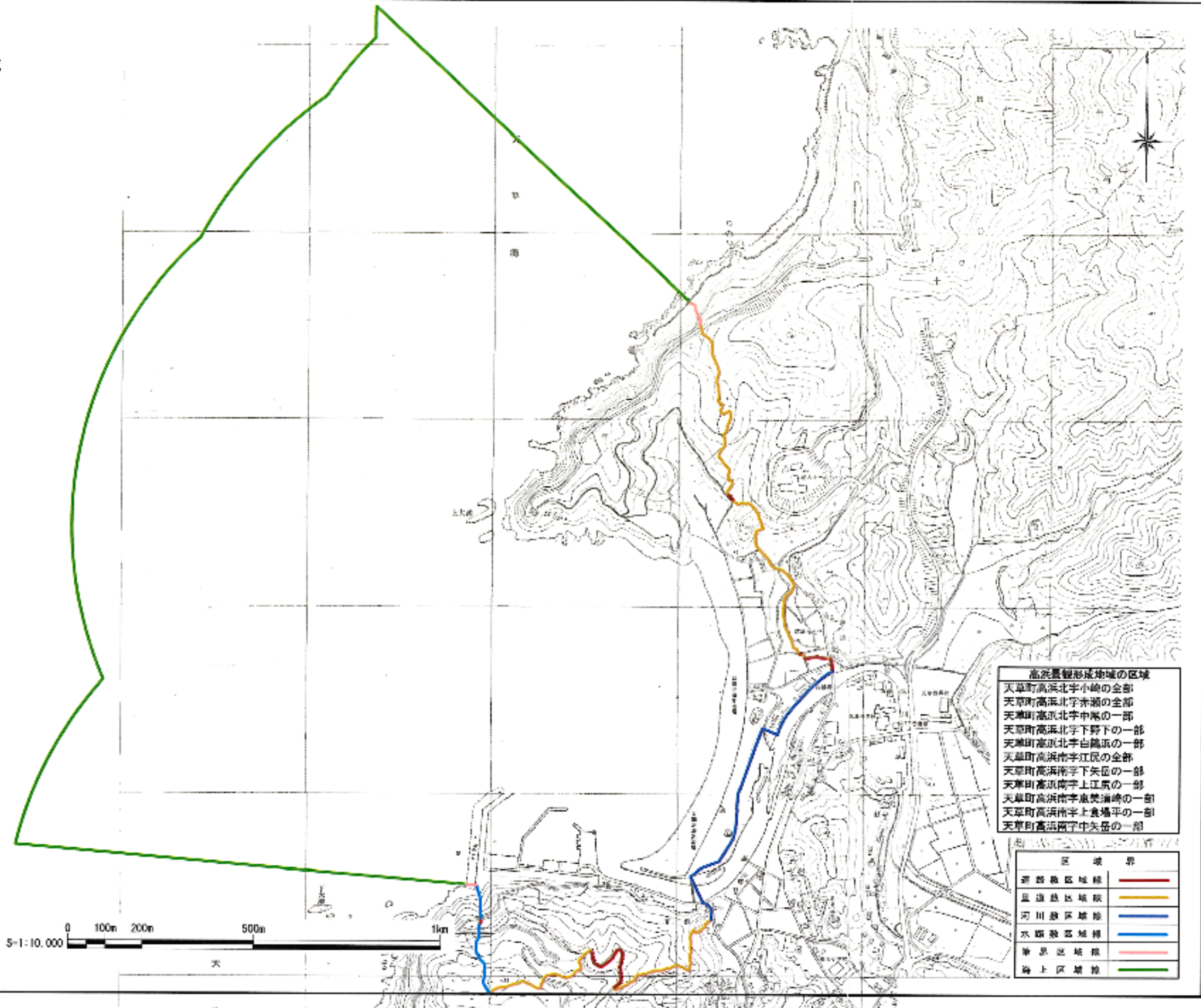
		ウォーターフロントゾーン			中心市街地ゾーン
		商業系エリア	住居系エリア	産業系エリア	
建築物等	用途	・建物の1階部分は、できるだけ商業、業務系の用途とする。			・ハイヤ通り、中央通りに面する建物の1階部分は、できるだけ商業、業務系の用途とし、賑わいのある中心市街地の形成に努めるものとする。
	位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。			
	意匠・形態	・塔屋は建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないよう配慮するとともに、周辺のまち並みに調和するよう努めるものとする。 ・屋上に備える空調設備、給水設備等は覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、高い場所から見た時の景観に配慮するものとする。 ・屋上以外に設置される空調設備や屋外階段等の設備は、道路から直接見えない場所に設置したり、建物本体と一体として感じられるような配慮を行い、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。			
		・建築物等の高さ、配置は、できるだけ連続したまち並みのラインになるよう配慮するものとする。			・店舗、事務所では、ショーウィンドーの設置等により開放性を高め、明るく賑わいの形成に努めるものとする。 ・日よけテントは、建物と調和のとれたデザインとする。また、デザインや設置する高さは、隣接するテントとできるだけ揃えるように努めるものとする。 ・屋根は勾配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、庇、軒などを設けるものとする。
		・店舗、事務所では、ショーウィンドーの設置等により開放性を高め、明るく賑わいの形成に努めるものとする。 ・日よけテントは、建物と調和のとれたデザインとする。また、デザインや設置する高さは、隣接するテントと、できるだけ揃えるように努めるものとする。	・屋根は勾配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇、軒などを設けるなどして伝統的漁村集落に融け込むよう努めるものとする。	・大規模な建物は、建物のボリューム感を軽減するようデザイン的に配慮するものとする。 ・物品は雑然とならないよう整理に努める。	
	材料	・潮風による腐食等に十分考慮し、耐久性に優れ、たい色、はく離のおこりにくい材料とする。 ・質感豊かな材質を用い、表情のあるまち並みの形成に努めるものとする。			
	色	・外壁の基調となる色は、海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用いる。 ①無彩色は、明度6以上 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、明度6以上、彩度6以下 ③Y(黄)系の色相は、明度6以上、彩度4以下 ④その他の色相は、明度6以上、彩度2以下 なお、自然素材を用いる場合はこの限りでない。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。			・外壁の基調となる色は、中心市街地としての活気を醸し出すとともに、隣接する建物との調和に配慮した色彩を用いる。 ①無彩色は、自由 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、彩度6以下 ③Y(黄)系の色相は、彩度4以下 ④その他の色相は、彩度2以下 なお、自然素材を用いる場合はこの限りでない。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。
		彩	屋根の基調となる色は、まち並みとの調和を図る色彩を用いる。 ①無彩色は、明度6以下 ②R(赤)、Y R(黄赤)系の色相は、明度5以下、彩度6以下 ③Y(黄)の色相は、明度5以下、彩度4以下 ④その他の色相は、明度5以下、彩度2以下 なお、自然素材を用いる場合はこの限りでない。 また、シンボリックな建物の使用の場合は、別途協議することができるものとする。		
	敷地の緑化	・敷地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、道路に面した建物の敷地際や窓辺は、牛深らしい花木による緑化を施すよう努めるものとする。			
		・海岸に面した建物の敷地際、建物の窓辺やベランダは、できるだけ牛深らしい花木等による、修景・緑化に努めるものとする。			・建物の前の広場や駐車場には、できるだけ多くの緑化を施し、周辺の景観と調和するよう努めるものとする。
工作物	さく、塀、擁壁等	・海側にはできるだけ設けないよう努めるものとする。やむを得ず設ける場合は高さをできるだけ低くし、生垣や石垣などを用い、海から見た景観が閉鎖的にならないよう努めるものとする。			・道路側に設ける場合は、生垣とするなどまち並みとの調和に配慮するものとする。
	太陽光発電設備等	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。			
広告物に関する事項	・広告物を掲出する場合は面積、設置数ともに最小限とするよう努めるとともに、建物本体及び周辺の建物と調和したデザインとするよう配慮するものとする。 ・屋上広告物は、できるだけ掲出しないよう努めるものとする。やむを得ず掲出する場合は、まち並みから突出しないデザインとするほか、建物と一体として感じられるものとするよう努めるものとする。 ・建物自体の壁面を隠すような広告物は設けないよう努めるものとする。 ・材料は、耐久性に優れ、たい色、はく離などのおこりにくいもので、質感豊かなものを用いるよう努めるものとする。 ・高彩度色はアクセントとしての利用を基本とし、周辺の景観との調和に配慮すること。また、多色使いを避けるように努めるものとする。 ・広告幕、のぼり、旗などは、できるだけ掲出しないよう努めるものとする。				

③天草町に係る景観形成地域

■景観形成地域の特性及び基本方針

地域及び区域	景観形成地域の特性・基本方針
下田景観形成地域	<p>【特性】 当地域は、雄大な夕日が沈む天草灘に面する温泉郷で、中心部を下津深江川が流れ、情緒豊かな観光宿泊地となっています。</p> <p>【基本方針】 ・ 来訪者のニーズにあった、地域性豊かでゆとりと潤いの満ちた温泉街としての景観形成を図ります。</p>
高浜景観形成地域	<p>【特性】 当地域は、天草灘に面し、白鶴浜海水浴場やキャンプ場等を有する、豊かな自然環境に恵まれています。</p> <p>【基本方針】 ・ 自然最大の天草陶石の集散地でもあり、これらの資源と豊かな自然を融合した観光拠点としての景観形成を図ります。</p>
福連木景観形成地域	<p>【特性】 当地域は、天草町の玄関口で子守唄発祥の地として知られています。福連木神社の鎮守の森を中心に、落ち着いた山村景観が広がり、豊かな緑や清流が地域の特徴となっています。</p> <p>【基本方針】 ・ 天草町の玄関口として、緑と水が豊かで落ち着いた山村・沿道景観の形成を図ります。</p>
大江景観形成地域	<p>【特性】 当地域は、大江教会を中心としたキリシタンゆかりの地であり、遊歩道や周辺整備が進められています。</p> <p>【基本方針】 ・ 地域の観光資源を生かし、キリシタン文化の香り漂う、落ち着いた農村景観の形成を図ります。</p>

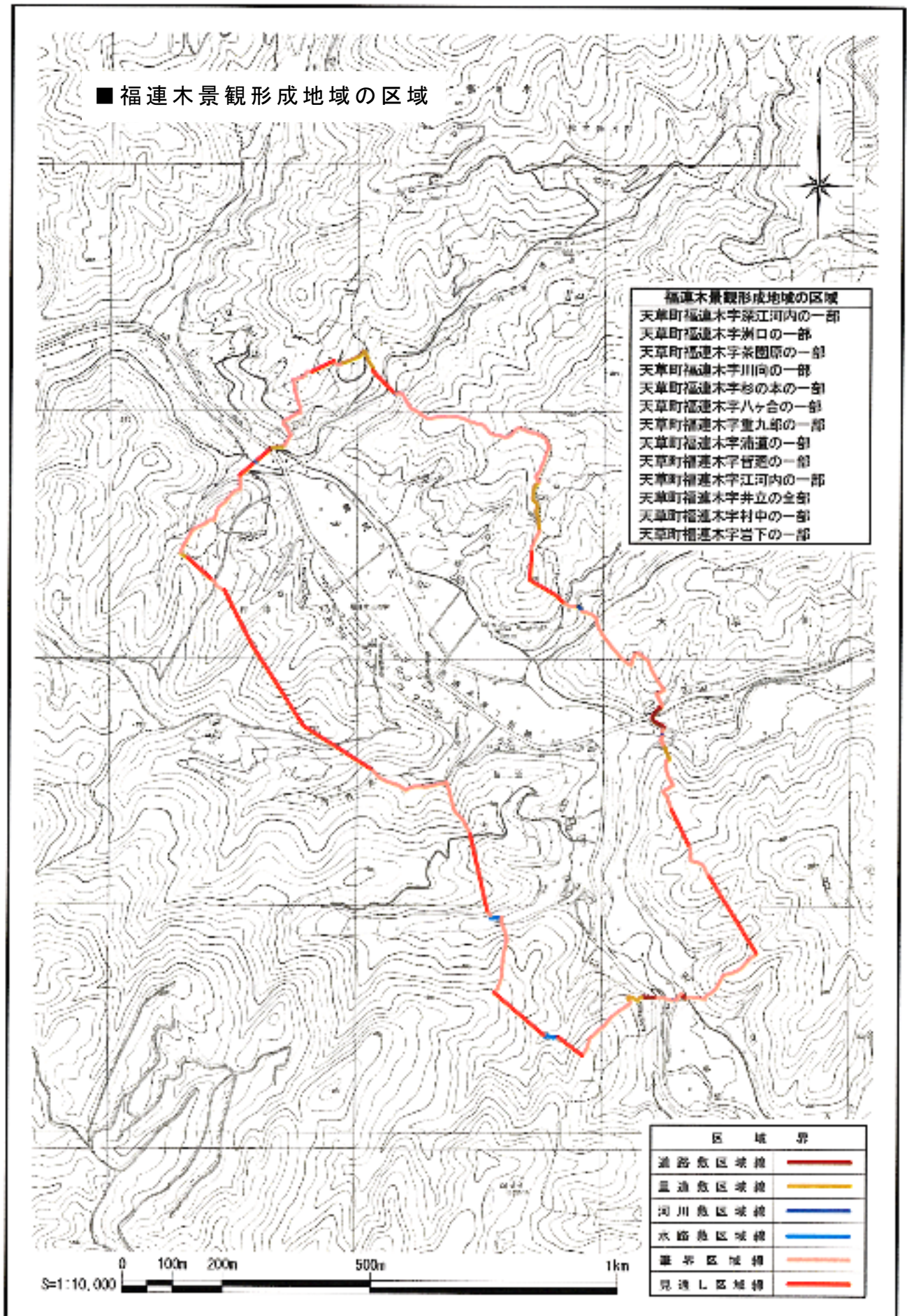
■高浜景観形成地域の区域



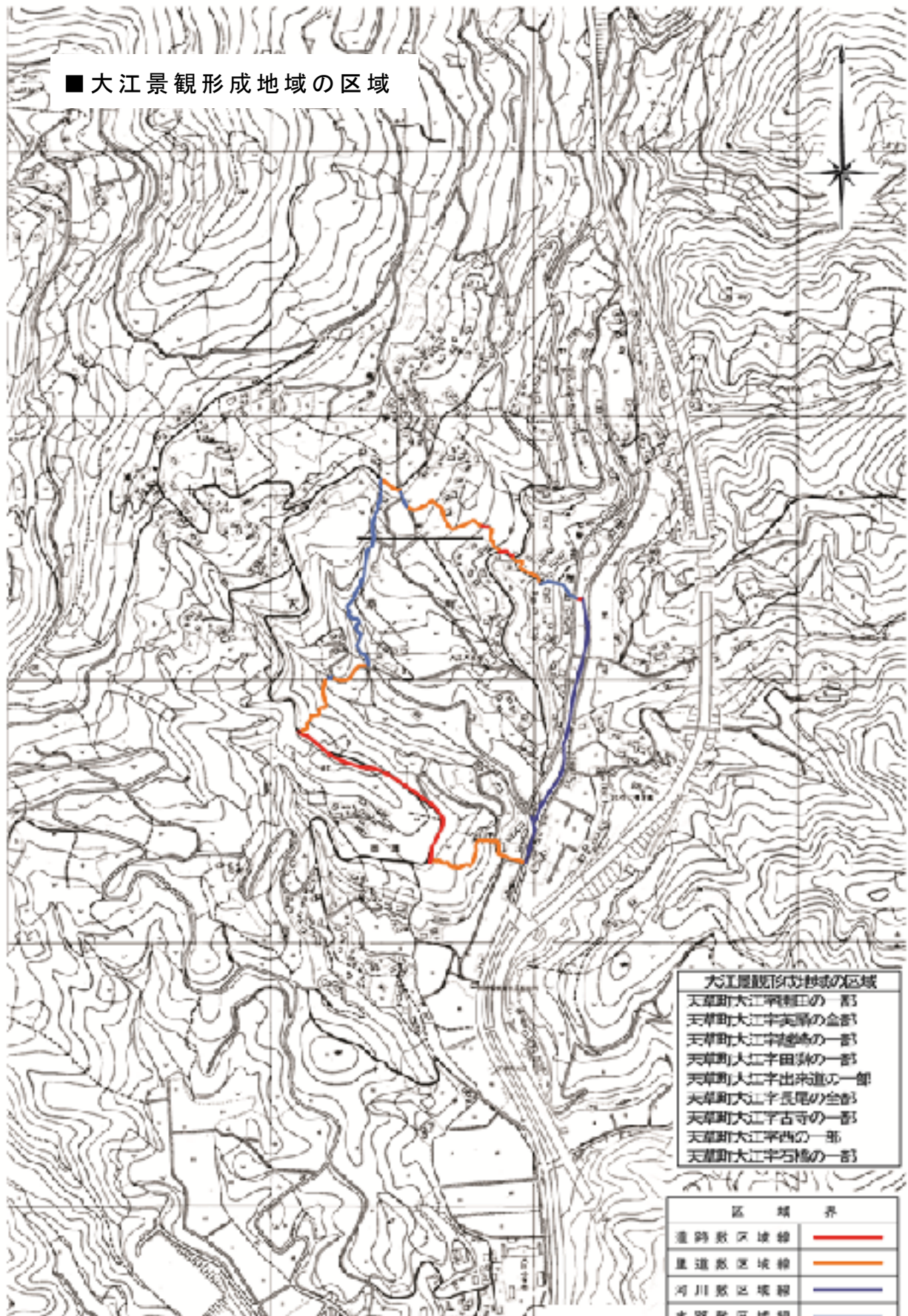
高浜景観形成地域の区域
 天草町高浜北字小崎の全部
 天草町高浜北字赤瀬の全部
 天草町高浜北字中尾の一部
 天草町高浜北字下野下の一部
 天草町高浜北字白鶴浜の一部
 天草町高浜南字江尻の全部
 天草町高浜南字下矢岳の一部
 天草町高浜南字上江尻の一部
 天草町高浜南字東焚瀨崎の一部
 天草町高浜南字上食場平の一部
 天草町高浜南字中矢岳の一部

区域界	色
遊歩道区域界	赤
展望道区域界	黄
河川敷区域界	青
水田敷区域界	藍
境界区域界	赤
海上区域界	緑

■ 福連木景観形成地域の区域



■大江景観形成地域の区域



大江景観形成地域の区域
 天草町大江半朝日の一部
 天草町大江半実原の全部
 天草町大江半雄勝の一部
 天草町大江半田原の一部
 天草町大江半出来道の一部
 天草町大江半長尾の全部
 天草町大江半古寺の一部
 天草町大江半西の一部
 天草町大江半石橋の一部

区域界	
道跡区境界線	—
集落区境界線	—
河川区境界線	—
水路区境界線	—
崖界区境界線	—

0 100m 200m 500m 1km
 S=1:10,000

■天草町に係る景観形成地域における景観形成のための基準

		下田景観形成地域	高浜景観形成地域	福連木景観形成地域	大江景観形成地域	
建築物等	位置配置	・建築物等の敷地内の位置は、敷地の許す範囲で道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に可能な限り空間を確保するものとする。				
	外観	意匠・形態		・住宅等の意匠は、周囲の伝統的な建築様式と違和感のないものとする。		
		・屋根については勾配のあるものとし、できるだけ瓦葺とする。		・店舗、民宿等の商業、サービス施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。		
		・店舗等の商業施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。 ・旅館等の意匠、形態については、可能な限り日本の伝統的な和風建築様式となるよう配慮するものとする。		・店舗等の商業施設は、周囲の景観に配慮してできるだけ、落ち着いたものとする。		
	材料		・素材については、自然素材やそれに近いものを活用するよう配慮するものとする。			
	色彩		・落ち着いた景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	【自然・住宅地ゾーン】 ・自然を背景とした落ち着いた景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 【観光・業務ゾーン】 ・空と海を背景とした明るいイメージの景観とするため、高めの明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	・自然を背景とした落ち着いた景観とするため、周囲の建物の色彩とかけ離れないよう、低明度、低彩度を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。	・自然との調和に配慮し、周囲の建物の色彩とかけ離れないように低彩度の色彩を基準色とする。 ※詳細は色彩基準を参照 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。
	広告物に関する事項		・付帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。			
	敷地の緑化		—	・既存の樹木はできるだけ保全するものとする。		
			—	・敷地内に発生するのり面や擁壁は、低木やツタによる緑化に努めるものとする		
			・大規模な駐車場については、敷地の周囲だけでなくできるだけ敷地内も、緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、できるだけ高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、敷地の周囲だけでなく、高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。	・大規模な駐車場については、できるだけ高中木等で敷地内も緑化に努めるものとする。
		・敷地内はできるだけ緑化に努めるものとし、特に道路側については、椿等花木で緑化を図るものとする。なお、敷地に余裕がない場合には、花壇やフラワーボット等による潤いのスペースづくりに努めるものとする。				
工作物	さく、塀、擁壁等	・さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材を活用するものとする。 ・擁壁については、規模を最小限とし、全面を緑化するよう努めるものとする。				
	太陽光発電設備等	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。				
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		・伐採は、その用途に応じて必要最小限とし、良好な樹木はできるだけ保全するものとする。 ・伐採後はできるだけ緑化を図るものとする。				
屋外における物件の堆積の方法及び遮へいに関する事項		・物品の集積の位置、形態については、できるだけ目立たないようにする。 ・敷地の周囲は緑等による遮へいに努めるものとする。				
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項		・できるだけ自然の地形を生かした造成に努め、のり面、擁壁が発生しないように努めるものとする。やむを得ず発生するのり面、擁壁は緑化に努めるものとする。				
		—	・土石、鉱物の掘採にあたっては、緑等による遮へいに努めるとともに、完了後は速やかに緑化復元に努めるものとする。			
		—	・樹木については、できるだけ保全し、修景に生かすものとし、併せて緑化に努めるものとする。	・樹木については、できるだけ保全し、修景に生かすものとする。	・樹林については、できるだけ保全し、修景に生かすものとし、併せて緑化に努めるものとする。	
		—	・対象地域の周囲についてはできるだけ緑化に努めるものとする。		—	
広告物に関する事項		・設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、足元の緑化等に努めるものとする。		・設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。		
		・意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。				
		・材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。				

■天草町に係る景観形成地域における建築物等の色彩基準

	下田景観形成地域		高浜景観形成地域				福連木景観形成地域		大江景観形成地域		
			自然・住宅地ゾーン		観光・業務ゾーン						
基準色	外壁基準色	N(無彩色)	明度4以上9以下	N(無彩色)	明度4以上8以下	N(無彩色)	明度4以上9以下	N(無彩色)	明度3以上7以下	N(無彩色)	明度4以上9以下
		R(赤)	明度4以上9以下 彩度6以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上8以下 彩度6以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上9以下 彩度5以下	R・YR (赤・黄赤)	明度3以上7以下 彩度5以下	R・YR (赤・黄赤)	明度4以上9以下 彩度4以下
		YR(黄赤)	明度4以上9以下 彩度5以下	Y(黄)	明度4以上8以下 彩度4以下	Y(黄)	明度4以上9以下 彩度4以下	Y(黄)	明度3以上7以下 彩度3以下	Y(黄)	明度4以上9以下 彩度3以下
		Y(黄)	明度4以上9以下 彩度4以下	その他	明度4以上8以下 彩度2以下	その他	明度4以上8以下 彩度2以下	その他	明度3以上7以下 彩度2以下	その他	明度4以上9以下 彩度1以下
基準色	屋根	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上9以下	N(無彩色)	明度3以上8以下
		R(赤)	明度3以上6以下、 彩度4以下	R(赤)	明度3以上8以下 彩度4以下	R・YR (赤・黄赤)	明度3以上8以下 彩度7以下	R(赤)	明度3以上8以下 彩度4以下	R・YR・Y・PB (赤・黄赤・黄・紫)	明度3以上8以下 彩度3以下
		YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上8以下 彩度4以下	YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	PB(紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	YR・PB (黄赤・紫)	明度3以上7以下 彩度4以下	その他	明度3以上8以下 彩度1以下
		その他	明度3以上4以下 彩度2以下	その他	明度3以上6以下 彩度2以下	その他	明度3以上6以下 彩度2以下	その他	明度3以上4以下 彩度2以下	—	—
推奨色	外壁基準色	N(無彩色)	明度5以上8以下	N(無彩色)	明度5以上7以下	N(無彩色)	明度6以上9以下	N(無彩色)	明度4以上6以下	N(無彩色)	明度5以上7以下
		YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上8以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上7以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度6以上9以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度4以上6以下 彩度2以下	YR・Y (黄赤・黄)	明度5以上7以下 彩度2以下
	屋根	N(無彩色)	明度4以上6以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下	N(無彩色)	明度4以上7以下
		PB (紫)	明度4以上6以下 彩度2以下	PB (紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	PB(紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	PB(紫)	明度4以上7以下 彩度2以下	R・YR・Y・PB (赤・黄赤・黄・紫)	明度4以上7以下 彩度2以下
										※農畜産施設は別途協議	

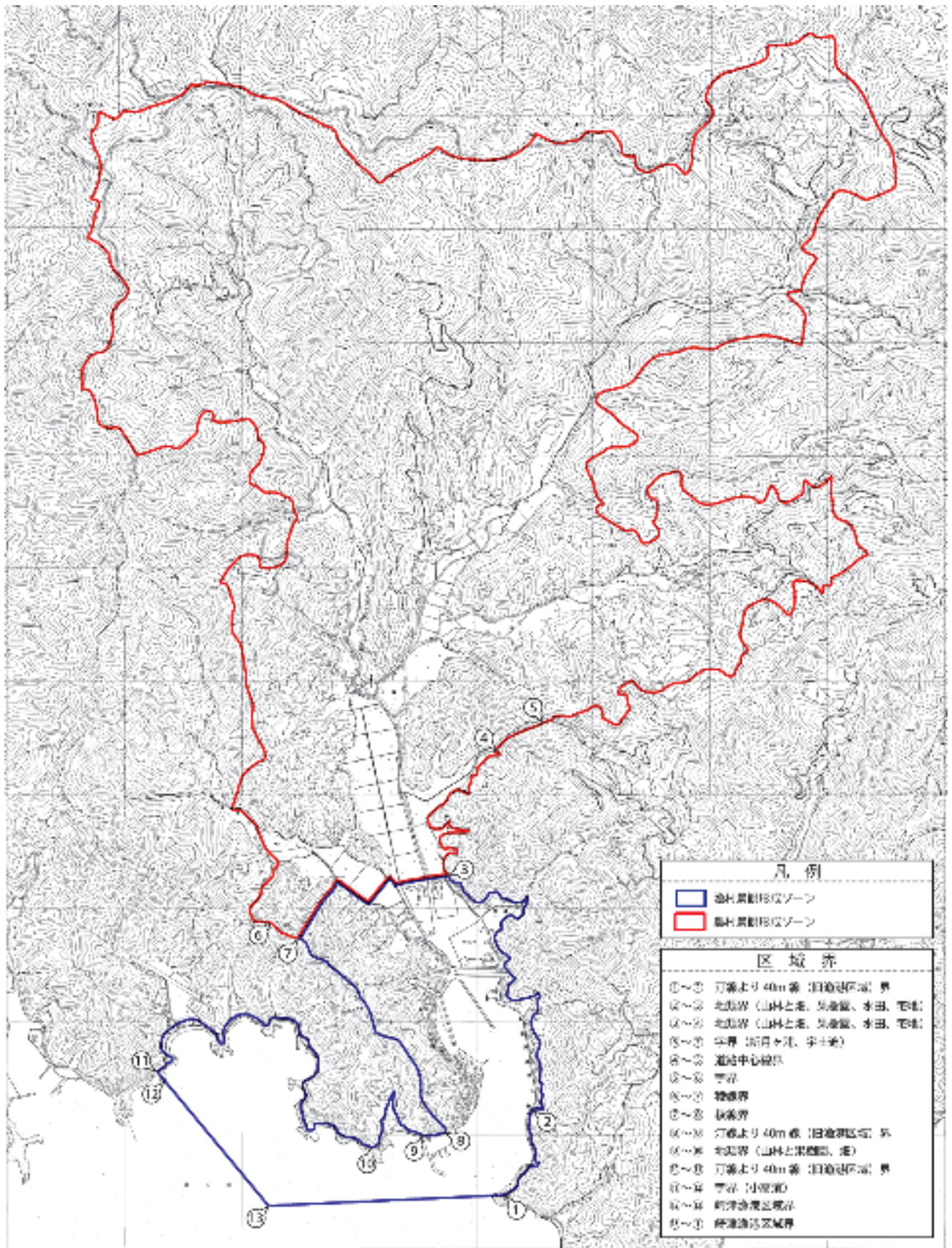
- 基準色…地域の良好な景観を保持するため、最低限守ることを求める色彩の範囲
- 推奨色…基準色のうち、地域の個性ある景観創出のため、使用をすすめる色彩
- 避けたい色…上記以外の色彩

④ 崎津・今富景観形成地域

■ 景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン	景観形成地域の特性・基本方針
<p>漁村景観 形成ゾーン</p>	<p>【特性】 崎津地区は、天然の良港である羊角湾の穏やかな入り江に面し、山地が直接海に接する急峻な地形に、漁業を中心とした産業構造を有する地域である。集落には、人々の生活の知恵や生業と一体となり形成されたカケや背戸屋が存し、地域色豊かな景観を形成している。 集落の中心には、伝統的文化の息づく地域社会のシンボルである崎津教会を有し、自然・歴史・文化・生業が調和した文化的景観を育んでいる。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の意匠、形態及び色彩は、崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、集落景観との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努める。 ・ 海岸構造物については、主要な地点からの眺望や道路からの眺望に配慮するとともに、自然石等の活用や位置、形態など周囲となじむような景観形成に努める。 ・ 広告物については、一般広告物の掲出は行わないものとし、自家用広告物の意匠・形態は周辺の景観への調和を図り、多色使いを避ける。
<p>農村景観 形成ゾーン</p>	<p>【特性】 今富地区は、崎津の北の入り江の奥に位置し、背後を山に囲まれた迫地形のわずかな平地に畑作や水田耕作などの農業を中心とした産業構造を有する地域である。集落は、平地の少ない典型的な中山間地域の純農村の景観を形成している。 集落周辺には、今富神社など風習や伝承が残る歴史・文化資源が数多く点在しており、地域の慣習や文化、生業が調和した文化的景観を育んでいる。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の意匠、形態及び色彩は集落景観との調和を図り、統一感のある集落景観に努める。 ・ 田畑と集落が調和した農村景観及び山林等の自然景観を保全するため、農地や林地、河川等については、周辺の景観との調和に配慮した維持管理に努める。 ・ 広告物については、一般広告物の掲出は行わないものとし、自家用広告物の意匠・形態は周辺の景観への調和を図る。

■ 崎津・今富景観形成地域の区域



【漁村景観形成ゾーン】

河浦町崎津字鵜渡崎の一部
河浦町崎津字村上の一部
河浦町崎津字宇土迫の全部
河浦町崎津字新月ヶ浦の全部
河浦町崎津字月ヶ浦の一部
河浦町崎津字中ノ迫の一部
河浦町崎津字登立の一部

河浦町崎津字向江山の一部
河浦町崎津字田代迫の一部
河浦町崎津字小高濱の一部
河浦町崎津字小森の一部
河浦町崎津字螢目の一部
河浦町崎津字藤右工門迫の一部

【農村景観形成ゾーン】

河浦町今富字梅ノ木の全部
河浦町今富字蛤潟の全部
河浦町今富字塩浜の全部
河浦町今富字塘の全部
河浦町今富字前田の全部
河浦町今富字大迫口の全部
河浦町今富字竹ノ木場の全部
河浦町今富字志茂の全部
河浦町今富字町ノ川内の全部
河浦町今富字大碗の全部
河浦町今富字西ノ河内の全部
河浦町今富字中川原の全部
河浦町今富字立平の全部
河浦町今富字夜半岳の全部
河浦町今富字松崎田の全部
河浦町今富字竹ノ川内の全部
河浦町今富字二反田の全部
河浦町今富字平尾の全部
河浦町今富字尾崎下の全部
河浦町今富字尾崎の全部
河浦町今富字五反田の全部
河浦町今富字夕浦の一部
河浦町今富字柿川原の一部
河浦町今富字野中の全部
河浦町今富字大坪の全部
河浦町今富字中瀬貝の全部
河浦町今富字鬼作の全部
河浦町今富字赤毛河内の全部
河浦町今富字白木迫の全部

河浦町今富字下道の全部
河浦町今富字大山の全部
河浦町今富字出口の全部
河浦町今富字鳥越の全部
河浦町今富字抜取の全部
河浦町今富字中山の全部
河浦町今富字平木場の全部
河浦町今富字申位の全部
河浦町今富字岩迫の全部
河浦町今富字中ノ又の全部
河浦町今富字立石の全部
河浦町今富字毛角の全部
河浦町今富字水汲川内の全部
河浦町今富字大彬の全部
河浦町今富字有明の全部
河浦町今富字孫次郎の全部
河浦町今富字井場の全部
河浦町今富字貫クサレの全部
河浦町今富字白木林の全部
河浦町今富字山下の全部
河浦町今富字平鞍の全部
河浦町今富字小平の全部
河浦町今富字山口の全部
河浦町今富字荒川内の全部
河浦町今富字柿ノ平の全部
河浦町今富字師織の全部
河浦町今富字新造平の全部
河浦町今富字下比恵木場の全部

■ 崎津・今富景観形成地域における景観形成のための基準

		基準内容		
		漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン	
建築物等	位置 配置	■ 隣接する敷地境界および道路から後退した位置とし、ゆとり空間の確保に努めるものとする。		
		■ 道路に面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。		
		■ 立ち並ぶ家屋の間を通る通路（背戸屋）の形態は、できるだけ保存に努めるものとする。		
	高さ	■ 建物は2階までとし、高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する社寺等についてはこの限りではない。		
		■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。		
	外観	意匠・形態	■ 周辺の建築様式との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努めるものとする。	
		■ 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。		
		■ 店舗、民宿等の商業、サービス施設は、周囲の集落景観と調和した落ち着いた意匠・形態とし、周囲の建築様式と違和感のないものとする。		
		規模	■ 周囲の建築物等との均衡を図り、敷地内の空間確保に努めるものとする。	
		材料	■ 材料は、潮風による腐食等を考慮し、耐久性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいものとし、質感が豊かな材質を用いるものとする。	
	■ 自然素材やそれに近いものの活用について配慮するものとする。			
色彩	■ 外壁および屋根の基調となる色彩は、以下のものを基準とし、集落景観と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 なお、自然素材を用いる場合はこの限りではない。 【外壁の基準色】 ・ N（無彩色）：明度規制なし、R（赤）YR（黄赤）Y（黄）：彩度3以下、その他の色相：彩度1以下。 【屋根の基準色】 ・ N（無彩色）：明度5以下、R（赤）YR（黄赤）Y（黄）：明度5以下・彩度3以下、その他の色相：明度5以下・彩度1以下。			
	■ 敷地内における建築物等については、多色の使用は避けるものとする。 ■ 高彩度色は、アクセント的な利用に限るものとする。			
広告物に関する事項	■ 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。	■ 附帯する広告物は自家用広告物に限り、建築物及び周辺景観と調和するよう努めるものとする。		
	■ 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 ■ 壁面に設ける広告物は、規模、意匠・形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。			
敷地の緑化	■ 敷地内の既存木は、できるだけ保全に努めるものとする。 ■ 敷地内に発生するのり面や擁壁等の構造物は、低木やツタにより緑化に努めるものとする。 ■ 大規模な駐車場は、できるだけ高中木等による緑化に努めるものとする。 ■ 敷地内は、極力緑化に努めるものとする。			
工作物	さく、塀、擁壁等	■ さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材の活用に努めるものとする。 ■ 擁壁については、規模を必要最小限とし、前面を緑化するよう努めるものとする。 ■ 海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮するものとする。		
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱等	■ 大規模な工作物は、できるだけ立地させない。やむを得ない場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るため、色彩、形態・意匠に配慮するものとする。		
		■ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	■ 行為が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないようできるだけ尾根から低い位置とする。		
		■ 敷地内は、できるだけ緑化に努めるものとする。		
■ 電線路の位置は、崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮するものとする。		■ 電線路の位置は、周辺の景観に配慮するものとする。		
■ 電線路はできるだけまとめて、少なくなるように努めるものとする。				
	■ やむを得ず電線の道路横断を行う場合は、直角横断になるよう努めるものとする。			
	■ 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠・形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
	■ 電柱広告は原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			

		基準内容	
		漁村景観形成ゾーン	農村景観形成ゾーン
工 作 物	太陽光発電設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ■ 全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ■ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ■ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ■ パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ■ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ■ 海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。 	
	木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。 ■ 樹姿が優れた樹木は、できるだけ保全するものとする。 ■ 木竹の伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。 	
屋外における物件の堆積の方法及び遮へいに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物件は、崎津教会や道路、その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物件は、道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵するよう努めるものとする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ やむを得ず、崎津教会や道路、その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ やむを得ず、道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。 	
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努めるものとする。 ■ 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。 		
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然の地形を生かした造成を行い、のり面、擁壁等の発生をできるだけ抑えるよう努めるものとする。やむを得ず発生するのり面、擁壁等は、前面を緑化することにより、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ■ 樹木については、できるだけ保全するとともに、周辺の樹木と調和した樹種により緑化に努めるものとする。 		
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動販売装置の位置は、道路から後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるよう努めるものとする。 ■ 海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。 		
広告物に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般広告物の掲出は原則として行わない。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自家用広告物の表示については、1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自家用広告物の表示については、周辺景観と調和するよう努めるものとする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、多色使用を避け基本的に3色以下とする。 ■ 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かな材質を用いるものとする。 		

※建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む）

3. 特定施設届出地区における行為の制限

特定施設届出地区は、幹線道路沿線の民間施設について、景観誘導を図るために指定を行うもので、以下の施設が対象となります。

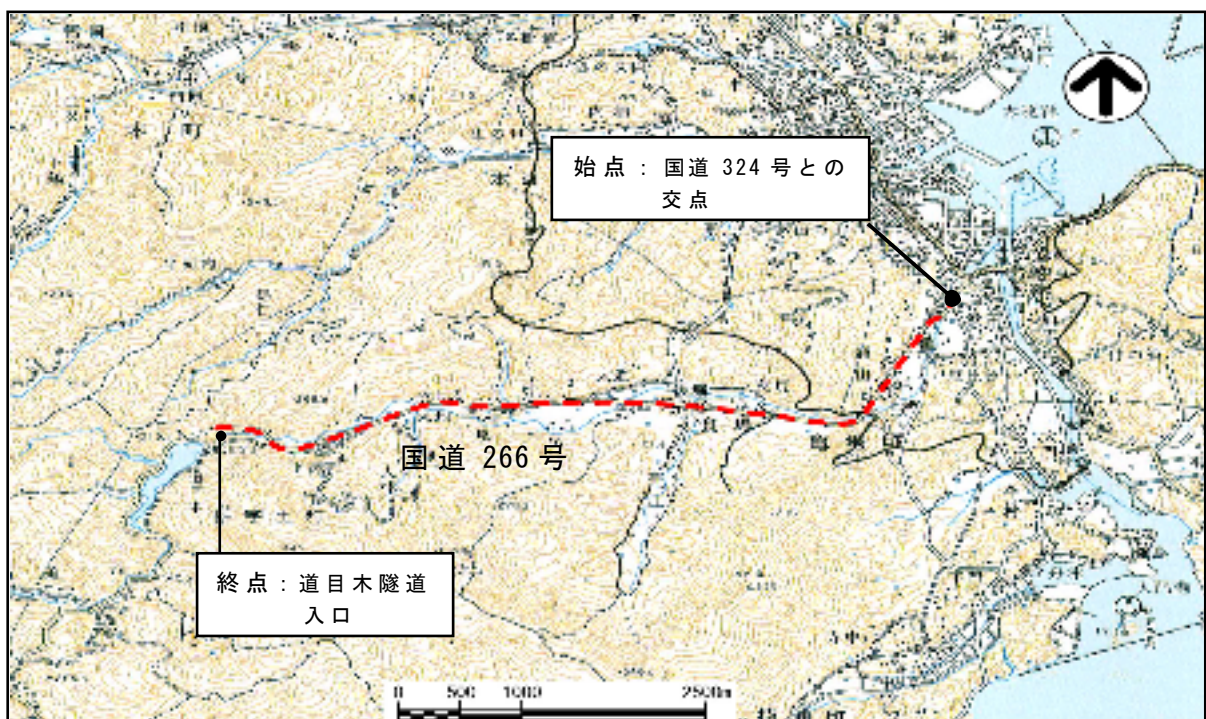
■届出が必要な特定施設

用 途	例
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、モーター等
●危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
●広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	
●飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
●物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店等
●物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業等
●旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
●太陽光発電設備	太陽光発電設備 等

指定区間は、「熊本県景観条例」において指定されていた以下の区間とします。

■特定施設届出地区

路線名	始 点	終 点	区域の範囲
国道 266 号	国道 324 号との交点	道目木隧道入口	路端から両側 20m 以内



(1) 届出対象行為

特定施設届出地区における届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」における届出対象との整合を図り以下のとおりとします。

■ 特定施設届出地区における届出対象行為

(景観形成地域における届出対象行為を除く)

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> さく及び塀、擁壁 等 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等 広告塔又は広告板 太陽光発電設備 等
		・高さが1.5mを超えるもの (※3)
		・高さが5mを超えるもの ・(※2,3)
		・高さが10mを超えるもの (※3)
		・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの (※3)
		・表示面積が1㎡を超えるもの ・土地に自立した設備で、その敷地に用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの又は10kW以上のもの(※3)
広告物の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの ・表示面積が1㎡を超えるもの

※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。

※3 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は築造面積が各届出対象規模を超えるものを含む。

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

幹線道路沿線の良好な景観形成を具体的に実現するため、景観形成の基準を定めます。

■特定施設届出地区における景観形成基準

事 項	景観形成のための基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材は以下のものを基準とし、その地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 <p>【外壁】</p> <p>【基準色】 N(無彩色)：明度6以上、R(赤)・YR(黄赤)：明度5以上 彩度6以下、Y(黄)：明度5以上 彩度4以下、その他：明度5以上 彩度2以下</p> <p>【推奨色】 N(無彩色)：明度8以上、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)：明度7以上 彩度3以下、その他：明度7以上 彩度1以下</p> <p>【屋根】</p> <p>【基準色】 N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 彩度3以下、その他：明度5以下 彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、その沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。 ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面した部分には高木を主体とした緑化に努めるものとする。更に施設の実状によって中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めるものとする。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努めるものとする。 ・ 建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努めるものとする。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努めるものとする。 ・ 敷地の周囲、さく・塀・擁壁等の前面の緑化に努めるものとする。
太陽光発電設備等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・ 全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・ パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努めるものとする。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

VI. 景観形成重点地区



1. 景観形成重点地区の抽出と地域指定の考え方

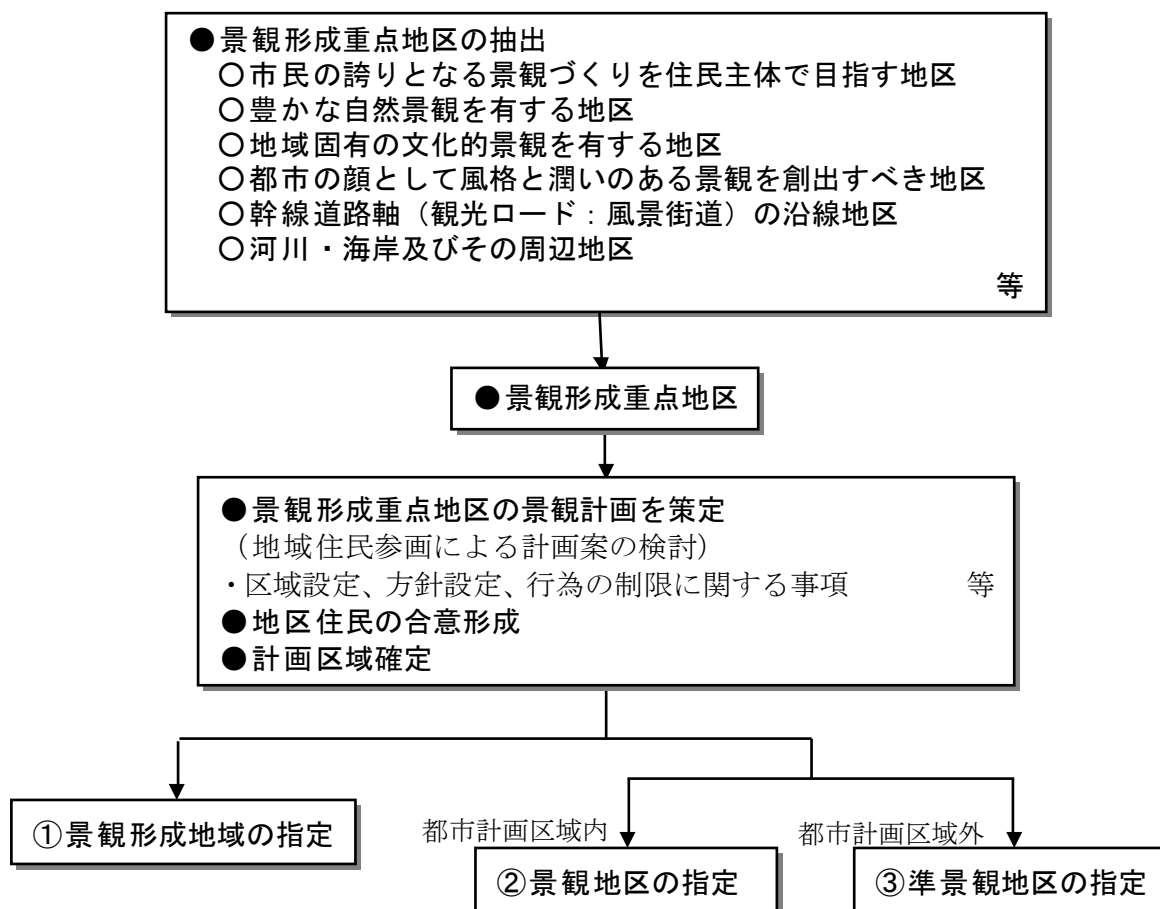
地域に点在する景観資源を核として、集落を含む周辺一帯の良好な景観形成を住民主体で目指す地域を「景観形成重点地区（以下、「重点地区」という。）」として抽出し、景観まちづくりの実現を推進します。

重点地区では、地域住民や関係団体との協働により、景観まちづくりの方針、区域の設定、行為の制限などを定めた「地区景観計画」を策定します。

住民の発意と合意のもと策定された規制・誘導の手法や地域状況に応じて、以下の指定を進めます。

- ①行為の制限となる届出対象行為や景観形成基準を地域で独自に設け、景観の誘導を図っていく地域・・・・・・・・景観形成地域
- ②都市計画に建築物の形態意匠の制限を定め、認定制度により規制の担保を図るなど、より積極的に良好な景観形成に取り組む地区・・・・・・・・景観地区
- ③都市計画区域以外で、相当数の建築物の建築が行われ、良好な景観の保全を図る必要がある地区・・・・・・・・準景観地区

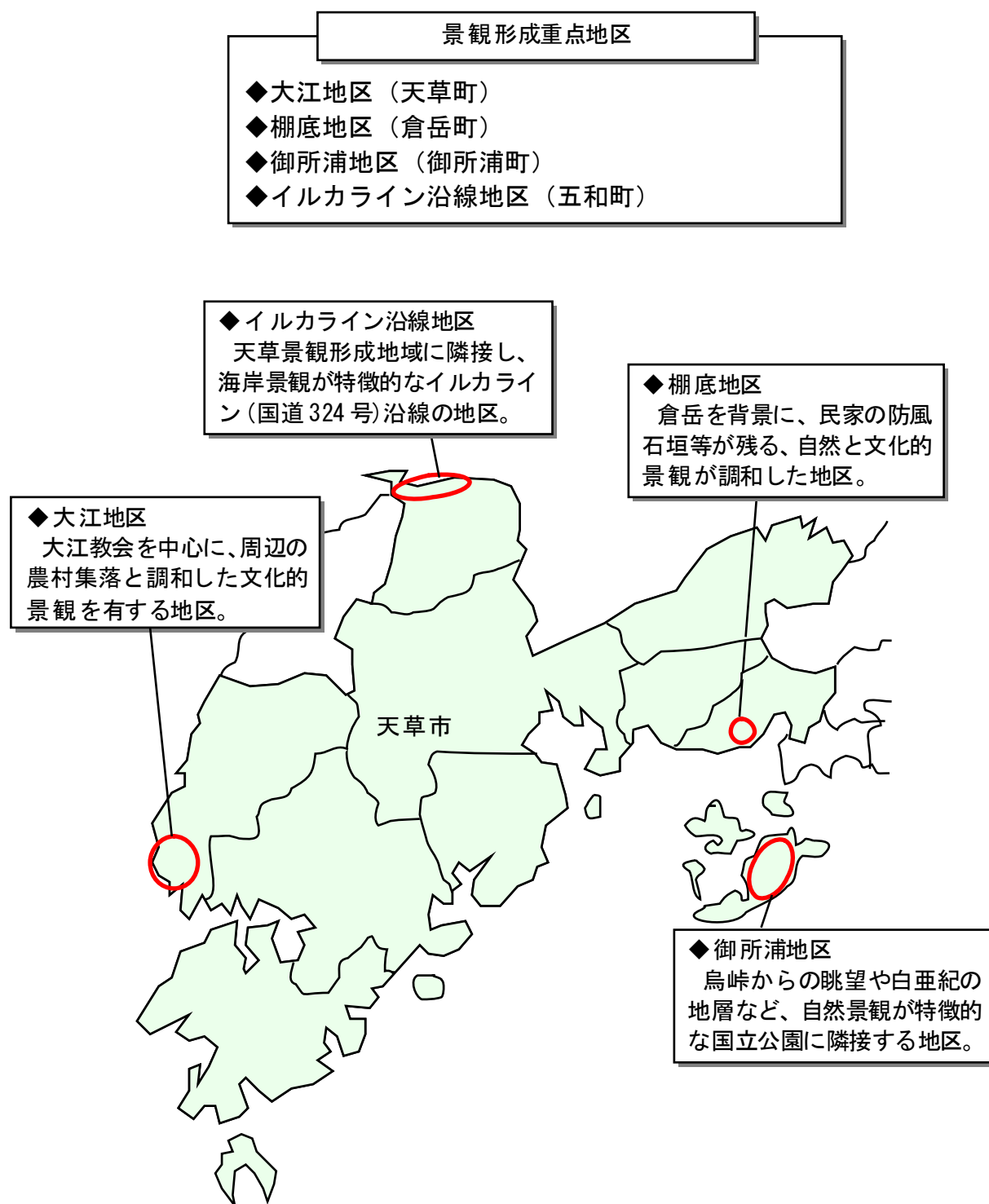
■景観形成重点地区抽出と地域・地区指定に向けてのフロー



2. 景観形成重点地区の設定

豊かな自然や地域固有の文化的景観など、天草らしい景観を有する地区等において、住民の主体的な活動が期待でき、市全体への波及効果が高いと思われる地区を先導的な役割を担う「景観形成重点地区」として定めます。重点地区では、地区景観計画の早期策定に向け、住民、事業者、市による協働体制を整え、取り組んでいきます。

なお、市民等から提案があった地区については、その都度、検討を行い「景観形成重点地区」を更新することにより、各地区の個性と魅力を高める「景観からの島づくり」を推進します。



Ⅶ. 景観形成上必要なその他の事項



1. 景観重要建造物の指定方針

地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている建造物は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

この中には、文化財保護法に基づく重要文化財や特別史跡名勝天然記念物等の指定により、保全されているものもあります。しかし、それ以外については、景観法による景観重要建造物の指定制度に基づいた保全の仕組みが必要です。

そのため、以下の方針により、景観重要建造物の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、当該建造物が地域の景観上の特徴を有しているもの
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 歴史的な建造物に限らず、地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案があったものについても、その都度、建造物の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

2. 景観重要樹木の指定方針

建造物と同様に地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている樹木は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

これらの樹木の中には、文化財保護法に基づく特別史跡名勝天然記念物等に指定され、すでに一定の保全が図られているものもあります。しかし、それ以外の樹木については、景観重要樹木の指定制度に基づいた保全の仕組みが必要です。そのため、以下の方針により、景観重要樹木の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、景観上の特徴を有している単体の樹木
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案があったものについても、その都度、樹木の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

■これまでの指定状況（平成24年5月1日現在）

名称	所在地	指定年月日
御所浦牧島のあこう	御所浦町牧島290-8	平成22年3月1日
五和上野原神社大クス	五和町城河原三丁目416	平成23年6月1日
牛深小学校のセンダン	牛深町1985	平成23年6月1日
対岳楼跡のアコウ	有明町大島子2626-1	平成24年4月1日



御所浦牧島のあこう
【指定第1号】



五和上野原神社大クス
【指定第2号】



牛深小学校のセンダン
【指定第3号】



対岳楼跡のアコウ
【指定第4号】

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川、港湾、都市公園等の公共施設は、地域の良好な景観の形成にあたって重要な要素です。景観法では、こうした公共施設とその周辺の土地利用を一体的に景観計画に位置づけ、「整備に関する事項」や「占用許可等の基準」を定めることができ、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としています。「景観からの島づくり」の方針に沿った整備を推進することにより、まちの魅力を格段に向上させることができます。



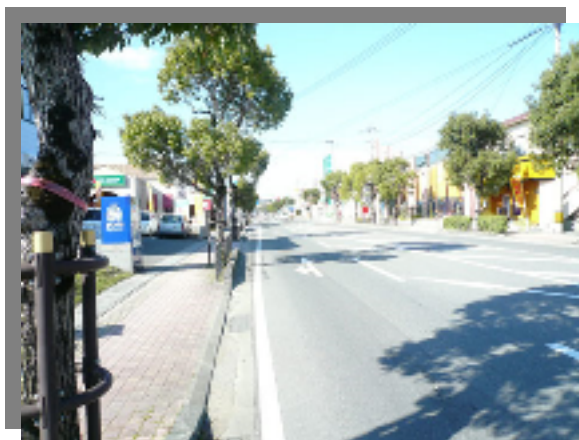
資料：景観重要公共施設の手引き（案）／国土交通省

本市においても、景観上重要な道路や河川等の公共施設について候補選定を進めるとともに、利用者の意見を反映し、国や県の関係機関との協議を踏まえ、景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備を推進します。

ここでは、景観形成を図る上で、公共施設の整備にあたって配慮すべき基本的事項と基本的な方針について整理します。

■ 配慮すべき基本的事項

- 機能性や安全性に加え、快適性や美観性に配慮します。
- ユニバーサルデザインの視点を考慮し、利用者の声を反映した整備を目指します。
- 地域の個性を生かした文化の薫り高い整備を目指します。
- 周囲との調和及び他事業との調和に配慮します。
- 親水、親緑空間について配慮します。
- 将来の維持管理について配慮します。



【道路】



【公園】



【河川】

■ 基本的な方針

景観形成基本方針	
道 路	<p>道路沿線には、自然、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がり、市域の景観形成において重要な骨格をなしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路では、沿道のまち並みや海岸線と調和のとれた道路構造、緑を生かした道路景観に配慮します。 ・ 地域内道路では、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽、周辺の集落、田園、山林などと調和のとれた緑豊かな景観形成に努めます。 ・ まち中の景観を阻害する電線の地中化を推進します。
公 園	<p>公園は、日常生活や地域コミュニティの場として地域に密着した施設にするとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周辺の景観との調和に配慮します。
河 川	<p>河川は、古くから地域と深い関わりを保ちながら、治水及び利水の両面から私たちの生活に大きな影響を与えてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川は、動植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間として景観形成に努めます。
港 湾 漁 港	<p>港湾、漁港は、規模や機能が多様であり、さまざまな人々が入り出りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの港は、地域ごとの特性や風情を持っており、その中に立地する人工構造物については、これらの特性や風情を尊重し、安全性を考慮した上で、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とします。 ・ 余裕地については緑化や公園化などを図り、人々の憩いの空間づくりに努めます。
海 岸	<p>海岸は、漁業をはじめとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然とふれあい、心のやすらぎを求めることのできる場となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸は、動植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めます。 ・ 人工海岸の構造物の築造にあたっては、景観上の配慮や緑を生かした親水空間として整備に努めます。

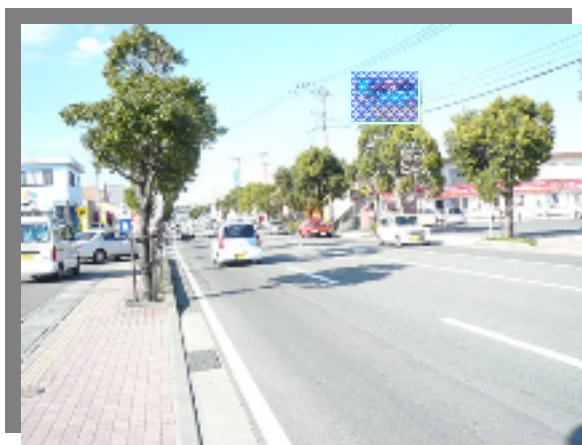
4. 屋外広告物に関する基本的事項

屋外広告物は、「常時又は一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」であり、日常生活や経済活動等にとって大きな役割を担っています。しかし、無秩序に掲出されると、まちの魅力を半減させてしまうほか、建築物や工作物、樹木などが形成する景観に新たに加えられるため、良好な景観の形成へ与える影響が非常に大きなものとなってしまいます。

例えば、主要幹線道路や海岸線の景観は、まちの印象の良し悪しを決める要素でもあり、建築物との調和やまち並みとしての統一感に配慮した設置が望まれます。

本市では、熊本県屋外広告物条例により、表示、掲出禁止物件や禁止地域、許可地域が設けられ、必要な規制誘導が図られています。また、景観形成地域及び特定施設届出地区では、屋外広告物に関する基準を定め取り組んできました。景観計画では、この基準を引き継ぎ、良好な沿道景観づくりを推進します。

なお、屋外広告物法の一部改正によって、景観行政団体が屋外広告物行政も一体的に行うことができるようになりました。今後は、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に推進していくため、地域の景観特性に配慮した（仮称）天草市屋外広告物条例の制定を進めるとともに、景観協定制度などを活用した、「景観からの島づくり」に努めます。



5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

本市では、棚田や畑作物が織り成す丘陵地の景観など、平地が少ない地形の特徴を生かしながら農業を営み、地域ごとに個性あるのどかな農村景観を形づくってきました。

農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら永い年月をかけて創り出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成されてきた文化的景観と言えるものです。しかし、高齢化や過疎化の進行によって、集落の機能が低下し、耕作放棄地が増加するなど、かつての美しい農村景観が失われつつあります。

美しい農村景観を保全、創出するため、集落内の建築行為の規制は景観計画で定めていきます。しかし、耕作放棄地の解消や景観と調和のとれた農業生産基盤施設の整備、地域の歴史文化を形成する土地改良施設の保全などについては、農業施策とも連携を図り総合的に取り組んでいく必要があります。

●景観農業振興地域整備計画では・・・

例えば、

里山・棚田を守りたい

耕作放棄地を
解消したい

景観に配慮した
ほ場整備や農道整備
をしたい

など、地域の課題を受けて、以下のことを定めます。

○景観農業振興地域整備計画の区域

・景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置を計画に位置づける必要がある区域を定めます。

○景観と調和のとれた土地の農の利用に関する

・景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。

○農業生産の基盤の整備や開発に関する事項

○農用地の保全に関する事項

○農業近代化のための施設整備に関する事項

・景観農業振興地域整備計画の区域内における農用地、農業用施設等について、その整備、保全の方向や具体的な事業・活動について定めます。

資料：景観農業振興地域整備計画の策定に向けて／農林水産省

なお、本景観計画では、農業振興地域における保全、創出すべき地域の景観の特色について、その概要を整理します。

● 保全・創出すべき地域の景観の特色

- 山間の地形や丘陵地、海を望む斜面地を巧みに利用した棚田や果樹園の景観
- 海に面する干拓地に広がる水田地帯の景観
- 台地に広がる野菜畑や果樹園の景観
- ため池や石積み水路等の歴史を感じさせる農業用水施設の景観
- 生活を通じて自然と関わり合う中で形成されてきた里山景観
- 豊作祈願や五穀豊穡を感謝する祭など伝統文化の舞台となる社寺境内や集落景観



6. 自然公園法の許可の基準

本市は、市域の約 14%が国立公園に指定されており、景観計画区域の一部と国立公園区域が重複することとなります。

景観法では、国立公園の特別地域及び特別保護地区、海城公園地区内（以下「特別地域等」）で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画に、良好な景観の形成を図る上で必要な上乗せの許可基準を定めることができるとされています。

国立公園は「わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」（環境省）として指定されるもので、特別地域等では、届出・勧告制のゆるやかな規制ではなく、許可制による厳しい規制が行なわれています。したがって、特別地域等と重複する景観計画区域では、より厳しい自然公園法の基準が適用されることになります。

今後、特別地域等において地域特有の景観形成を図る場合、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される時は、自然公園法の許可が必要な一定の行為について、関連機関と協議を行い上乗せの許可基準を定めることとします。

■許可が必要な一定の行為

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 工作物（建築物を含む）の新築又は増改築 | |
| ② 広告物類の掲出若しくは設置又は広告類の工作物等への表示 | |
| ③ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更 | 等 |

■上乗せ基準の例

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 工作物の高さ、壁面線を揃える | |
| ② 広告物等の色彩、意匠及び規模を統一する | |
| ③ 屋根の色彩を統一する | 等 |

7. 景観形成に向けた各種制度の活用

(1) 景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人を良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。

本市では、本制度に基づく景観整備機構の指定により、民間活力を活用した積極的な景観の形成に努めます。

■景観整備機構が行う主な業務内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、その事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談、その他の援助を行うこと。
- ・管理協定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他公共施設に関する事業、若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと、又はこれらの事業に参加すること。
- ・上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、その土地の権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(2) 景観協議会の設置

景観協議会は、景観計画区域における良好な景観の形成を図る上で必要な協議を行うため、市をはじめ、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織できるものです。

協議会には、必要に応じて関係行政機関や観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、バス事業者等の公益事業者を営む者、住民のほか良好な景観形成を促進するための活動を行う者を加えることができます。

本市では、さまざまな立場の関係者が、共通の場を設けて利害の異なる課題について協議・調整を行うことが可能な景観協議会の設置に努めます。

■景観協議会を設置する場合の例

- ・ シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、市、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合。
- ・ 港やバスターミナル周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、市、港周辺の広場管理者、汽船事業者、バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、港周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等、関係者の協働による景観形成、地域活性化策の検討等を行う場合。
- ・ 歴史的なまち並みや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、市、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観形成基準の検討や景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和した道づくりの検討等を行う場合。
- ・ 温泉等の観光レクリエーション施設が集積する地域において、良好な景観を創出するため、市や観光協会、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等の検討等を行う場合。
- ・ 山岳、海峡、河川等の広域的な景観の保全を図るため、市、関係する市町村及び県、景観整備機構、景観活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合。
- ・ 隣接する2以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要がある場合（互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、2以上の景観協議会を共同開催する等）。

(3) 景観協定制度の活用

景観協定制度は、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、住民自らが必要なルールを定め、土地所有者等の全員の合意により結ぶものです。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多種多様な要素について一体として定めることが可能です。また、より良好な景観の形成のために、法で直接規制することができない建築物や工作物の用途についても定めることが可能となります。

本市では、景観協定制度の活用を推進し、支援を検討していきます。

■景観協定の活用例

- ・ 建築物や工作物について、色や形状、素材、高さ、敷地の緑化等を定め、良好な市街地や地域色豊かな集落の景観の保全・創出を図っていききたい場合。
- ・ 周辺の緑地と一体的に良好な景観を有している住宅地、集落等において、緑地や樹林地等の保全と併せて建築物や工作物の高さ、色等についての基準を定め、良好な景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ 商店街において、ショーウィンドー、外観等の照明や、店の前に設置する可動式のワゴンの形式を定めること等により、賑わいのある良好な商業景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ シンボルロード沿い等の敷地にセットバックを行い、建築物の前に花を設置したり、清掃活動の回数等を定めること等により、格調と賑わいのあるシンボル空間の形成を図っていききたい場合。
- ・ 商店街、観光地周辺の沿道地域等において、屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけ等を定めることにより、景観の優れたまち並み、観光地と調和した沿道景観の形成を図っていききたい場合。
- ・ 農家等の建築物と農地が混在する地域において、建築物の形態意匠と農地の保全・利用を一体として定めること等により、良好な農村景観の保全を図っていききたい場合。



本市は、平成 21 年 4 月に天草市景観計画を策定して以降、景観からの島づくりに取り組んでまいりました。

本実例集は、景観形成の基本目標「日本の宝島“天草” 景観からの島づくり」の達成に向けて、模範となるべき公共事業を中心に、景観に配慮して整備した具体的な実例をまとめたものです。

今後、事業を実施する際の参考資料として活用いただき、天草の良好な景観形成に資することを目的とします。

■掲載事業の位置図



■公共事業実例集

1. 重要文化的景観（崎津・今富景観形成地域）での整備実例 ……68
 - (1) 崎津漁港漁業集落環境整備事業 ……69
 - 周辺景観への影響を最小限に抑えた護岸
 - (2) 崎津漁港防災安全施設設置工事 ……70
 - 崎津教会への眺望に配慮したシンプルな車止め
 - (3) 崎津諏訪神社下トイレ ……71
 - 集落景観に調和した観光トイレと周囲修景による憩いの空間
 - (4) 崎津集落ガイダンスセンター ……72
 - 世界遺産の玄関口にふさわしい観光拠点施設
 - (5) 崎津観光交流広場（紋付屋旅館跡地） ……74
 - 歴史ある旅館の面影を残す地域と来訪者の交流広場
2. 景観形成地域および市内全域での整備実例 ……76
 - (1) 天附公園トイレ <牛深景観形成地域> ……77
 - 漁村集落になじむ自然素材を活用した公園トイレ
 - (2) 太田公園トイレ <天草景観形成地域> ……78
 - 住宅地になじむ白を基調とした公園トイレ
 - (3) はまぼう群生地 <景観計画区域> ……79
 - 市の花「はまぼう」の自然豊かな環境を楽しめる観察路
 - (4) 祇園橋公園 <景観計画区域> ……80
 - 重要文化財と四季折々の風景を楽しめる公園
3. 景観保全に関する取り組み実例 ……81
 - (1) 天草花咲プロジェクト（花いっぱい運動）<景観計画区域> ……81
 - 市民と行政の協働で取り組む身近な沿道景観づくり
 - (2) 十万山公園 <景観計画区域> ……82
 - 市民と行政の協働で取り組む公園再生
 - (3) 景観保全事業 <景観計画区域> ……83
 - 景観阻害要因の除去による景観再生

■民間事業実例集

4. 事業者による取り組みの実例 ……84
 - (1) 大型店舗（建築物）<特定施設届出地区> ……84
 - 景観に配慮したコーポレートカラーを使用しない店舗デザイン
 - (2) 太陽光発電設備及びフェンス <崎津・今富景観形成地域> ……85
 - 周辺景観との調和に配慮した植栽による修景

※本実例集は、景観計画を策定した平成21年度以降の事業の中から紹介しています。今後行う整備等については、随時更新を行います。

1. 重要文化的景観（崎津・今富景観形成地域）での整備実例

崎津・今富景観形成地域は、平成 24 年 9 月に「天草市崎津・今富の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定され、さらに平成 30 年 7 月には崎津集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されました。

このことから、崎津・今富景観形成地域では、重要文化的景観および世界遺産としてふさわしい整備が進められてきました。

■天草市文化的景観整備管理委員会

本市では、重要文化的景観及び世界遺産の登録推進を図るため、文化的景観の保存並びに活用等に係る検討事項について審議を行う「天草市文化的景観整備管理委員会」（以下「整備管理委員会」という）を、平成 22 年度に設置しました。

地域内で実施する公共事業については、委員会で審議を行い、工法や景観へ与える影響などについて詳細な検討を進めたうえで整備を実施しております。

委員：学識経験者、国および地方公共団体の職員、地元住民の代表など

審議内容：次に掲げる事項について、調査・検討を行い審議する。

- (1) 景観の影響に配慮した各事業(公共事業等)における具体的工法等
- (2) 地域資源としての景観の利活用
- (3) 景観保全阻害要件が発生した場合の解決法等
- (4) その他必要と認めた案件

(天草市文化的景観整備管理委員会規程 第 3 条・第 4 条より抜粋)



整備管理委員会での審議の様子

(1) 崎津漁港漁業集落環境整備事業

平成 22～29 年度

— 周辺景観への影響を最小限に抑えた護岸

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：集落内の宅地や公共施設・道路等には地盤が低い箇所があり、異常潮位や大雨時には冠水や浸水が発生していました。そのため、防災安全の向上を図り、安心して快適に暮らせる漁村形成を目指すことを目的に、道路及び護岸の嵩上げ等一体的な集落環境整備事業を実施しました。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等）

主な景観形成基準：(P47 参照)

- ・海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する など

検討した事項

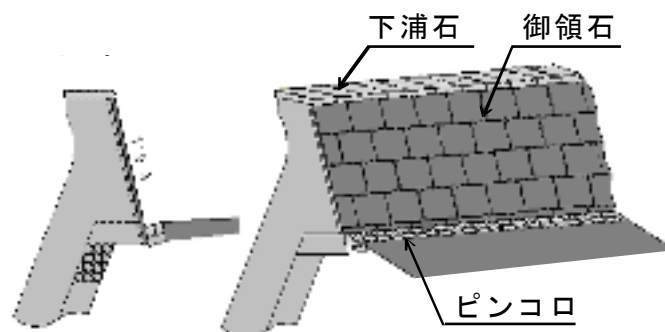
整備管理委員会において、安全性の確保に必要な施設規模や景観へ与える影響を最小限に抑える工法等について審議を行いました。構造物の圧迫感を軽減するため、側面に御領石、天端に下浦石を施し、周辺景観になじむよう配慮しています。



整備前（高潮による冠水時）



整備後



(2) 崎津漁港防災安全施設設置工事

平成 26 年度

—崎津教会への眺望に配慮したシンプルな車止め

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：対象地の防波堤は海側に向かって傾斜がついており、車両の転落事故が発生していたことから、安全対策のため整備を実施しました。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等）

主な景観形成基準：(P47 参照)

- ・海岸部に設ける擁壁は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する など

検討した事項

漁港施設（荷揚げ場）であるため、漁業活動に極力影響を及ぼさない形状であることを前提に、当初は一般的な車止めが計画されていました。しかし、整備管理委員会において、崎津教会への眺望や海岸線の調和を阻害するおそれがあることから、着色は実施せず、コンクリートの素材色を活かしたシンプルな車止めに変更しました。



整備前



整備後



当初計画された一般的な車止め



整備された車止め

(3) 崎津諏訪神社下トイレ

平成 26~27 年度

— 集落景観に溶け込む観光トイレと周囲修景による憩いの空間

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44~48）

概要：対象地の観光トイレは、崎津教会と諏訪神社をつなぐ道路沿いにあり、世界遺産構成資産のコアゾーンに位置しておりますが、階段があるため車イスで利用できないことや、増加する観光客に対して便器が不足するなどの課題がありました。そこで、観光トイレの機能を向上させ、コアゾーンとしてふさわしく集落に溶け込む空間とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：（P47 参照）

- ・ 崎津教会への眺望を阻害しないよう配慮する
- ・ 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする
- ・ 自然素材やそれに近いものの活用について配慮する など

検討した事項

整備管理委員会において、「素朴さ」や「さりげなく目立たない」デザインを重視して審議を行いました。建築物をできるだけ小さく、板壁と瓦屋根を用いて集落景観に溶け込む外観とするよう配慮しています。地盤を下げて道路との段差をなくし、生じた法面に緑化を施しています。さらに、ロングベンチによる休憩スペースを設け、集落内の憩いの空間となるよう整備しました。



整備前の観光トイレ



整備後



トイレ横展望広場から崎津教会への眺望



道路からの見え方

(4) 崎津集落ガイダンスセンター

平成 26~27 年度

— 世界遺産の玄関口にふさわしい観光拠点施設

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44~48）

概要：世界遺産登録への取り組みを進める中、来訪者の増加が見込まれることから、受け入れ体制の整備が求められていました。対象地は崎津集落の導入部分に位置していることから、世界遺産の玄関口にふさわしい情景を保った観光拠点施設とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：(P47 参照)

- ・屋根は勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。
- ・自然素材やそれに近いものの活用について配慮する。
- ・大規模な駐車場は、できるだけ高中木等による緑化に努める。 など

検討した事項

整備管理委員会において、周辺との調和や観光拠点施設としての利便性、地域での利活用等について審議を行いました。建物の高さはできるだけ低くし、周辺から突出しないよう配慮したほか、ゆとりのある軒下空間を設け、崎津の風景を楽しみながら休憩することができます。また、敷地内の築山には展望デッキを設けており、崎津教会を眺めることができます。



全景



ゆとりのある軒下空間



築山と展望デッキ



展望デッキから眺める崎津教会

整備後の利活用状況

施設内では、観光マップや世界遺産を紹介する冊子、天草市内のお土産が置かれているほか、崎津の歴史や教会の拝観マナーなどを紹介する映像も流れており、散策前に歴史や文化を学ぶことができます。また、併設している自動販売機は、外壁と同色での塗装を施すことで、建築物と調和するよう配慮しました。



館内の様子



外壁と同色で塗装した自動販売機

館内は固定の施設を設置していないため、外部の広場空間と連続的にイベント等で活用することができます。平成28年には、子供向けの工作教室・凧揚げ体験や、物産販売と手づくり体験を行う崎津マルシェなどを開催しました。



子供向け工作教室の様子



工作教室で作った凧揚げ体験



手づくり体験の様子



崎津マルシェの様子

(5) 崎津観光交流広場（紋付屋旅館跡地）

平成 28～29 年度

— 歴史ある旅館の面影を残す地域と来訪者の交流広場

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 漁村景観形成ゾーン P44～48）

概要：対象地は、海に面した玄関と船着き場を持つ旅館「紋付屋」が建っていた場所で、司馬遼太郎をはじめ多くの文化人が訪れました。建物は平成初期に解体されましたが、海側へ突き出た階段と門柱は現在も残っています。そこで、崎津の歴史や風土を感じながら、来訪者や地域住民が憩い、交流できる広場とするため、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、高さ、外観、敷地の緑化）

主な景観形成基準：(P47 参照)

- ・自然素材やそれに近いものの活用について配慮する。
- ・敷地内の既存木は、できるだけ保存に努める。 など

検討した事項

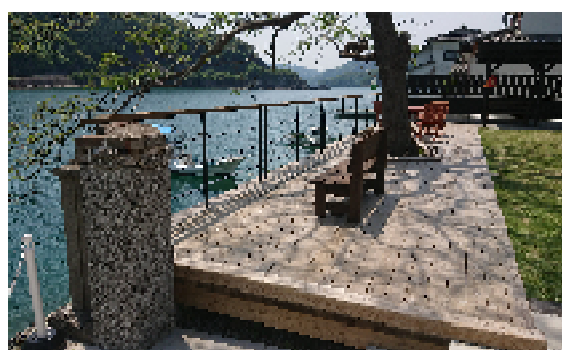
整備にあたり全6回のワークショップを開催し、広場の利活用方法や整備内容について地域で話し合いながら検討を進めました。地域の意見を踏まえたうえで、整備管理委員会では、紋付屋旅館1階の平面図や当時の写真などを参考に、土地の履歴が感じられるよう設計内容を審議しました。石畳は旅館の廊下や柱を表現しており、建築当時の面影を感じることができます。海沿いには木製デッキを設け、崎津の風景を楽しみながら休憩できる空間となっています。



広場入口から見た風景



海側から見た風景



木製デッキと昔からある門柱



建築当時の紋付屋旅館の間取り
がわかる陶板サイン

検討した事項

固定の施設整備は最小限とし、多目的に使える広場としています。広場内には収納庫を設け、イベントや日常の休憩等で利用できる仮設のイスやテントを備えつけております。簡易な調理台も備え付けており、レクリエーション等で活用することができます。この調理台は、旅館の調理室があった場所に整備しました。また、広場と民家の間に建つ木塀と屋根は、広場の外側に新たなトウヤの風景を創り出し、地域の生活道として使えるよう配慮しました。



木塀・屋根と一体型の収納庫



調理台とトウヤの風景

整備後の利活用状況

平成 30 年 12 月には、崎津教会でのクリスマスイベントと関連して、広場でクリスマスマーケットが開催されました。来訪者が増加する土日や大型連休中はイスやパラソルを設置し、来訪者の休憩場所として活用されています。



クリスマスマーケットの様子



木製デッキで休憩している様子



イス・テントの設置状況



広場の様子

2. 景観形成地域および市内全域での整備実例

市内全域で実施する公共事業等については、天草市景観計画に基づく景観形成基準に加え、天草市公共事業等景観形成指針が適用されます。

特に重要な整備にあたっては、必要に応じて公共事業等景観形成検討会や天草市景観審議会から意見聴取を行い、良好な景観形成を先導する役割を踏まえた公共事業等に取り組んできました。

■天草市公共事業等景観形成指針

天草市景観条例第 11 条の規定に基づき、本市の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について指針を定めました。

公共事業等における良好な景観の形成の目標として、5つの配慮すべき基本的事項を定めています。

1. 機能性や安全性に加え、快適性や美観性に配慮し、利用者の声を反映した整備を目指す。
2. 地域の個性を生かした文化の香りの高い整備を目指す。
3. 周囲との調和及び他事業との調和に配慮する。
4. 親水、親緑空間について配慮する。
5. 将来の維持管理について配慮する。

■天草市公共事業等景観形成検討会

庁内関係各課による組織。指針に基づく景観検討手続において、必要に応じて開催します。

委員：庁内関係各課の職員

検討内容：景観に関する事項について検討し、事業担当部署に対して意見を述べる。
検討会から意見聴取を行った場合は、検討会での協議状況を天草市景観審議会へ報告し、今後の取り組みなどについて意見を求める。

■天草市景観審議会

天草市景観条例第 22 条に基づき設置された、景観形成に関する重要事項について調査審議する組織。

委員：10 人以内（学識経験者および市長が適当と認める者）

検討内容：審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、必要な意見を述べるができる。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 変更命令に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める景観形成に係る重要事項に関すること。
(天草市景観条例 第 23 条・第 24 条より)

(1) 天附公園トイレ

平成 21 年度

—漁村集落になじむ自然素材を活用した公園トイレ

場所：牛深町天附（牛深景観形成地域 ウォーターフロントゾーン住居系エリア P36）

概要：対象地は、牛深の漁村集落内に位置する面積 0.09ha の街区公園で、昭和 52 年 4 月に供用開始されて以降、30 年以上経過した公園トイレは老朽化が顕著であったため、公園施設の安全・安心を図るとともに、広く市民に親しまれる公園となるよう整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、外観）

主な景観形成基準：（P36 参照）

- ・建築物等の高さ、配置は、できるだけ連続したまち並みのラインになるよう配慮する。
- ・外壁の基調となる色は、海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用いる。 など

検討した事項

周辺は住宅が密集する漁村集落であるため、集落景観になじむよう明るく穏やかな色彩の木材を外壁に使用しました。また、海側の眺望を阻害しないよう、建築物の高さをできるだけ低くしました。



木材を使用した外観

海側の眺望を阻害しないよう
建築物の高さを配慮

(2) 太田公園トイレ

平成 25 年度

— 住宅地になじむ白を基調とした公園トイレ

場所：太田町（天草景観形成地域 沿道景観形成ゾーンA-2 P32）

概要：対象地は、本渡の市街地内に位置する面積 0.13ha の街区公園で、昭和 51 年 5 月に供用開始されて以降、30 年以上経過した公園トイレは老朽化が顕著であったため、公園施設の安全・安心を図るとともに、広く市民に親しまれる公園となるよう整備を実施しました。

該当する項目：建築物等（位置、外観）

主な景観形成基準：（P32 参照）

- ・周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。一般住宅は、できるだけ周辺集落の建築様式と調和した、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。
- ・外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、まち並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。 など

検討した事項

公園周辺には住宅が多く配置しているため、住宅地の景観に調和するよう勾配のある屋根とし、外壁は白を基調としたシンプルな意匠としました。



整備前



整備後

(3) はまぼう群生地

平成 24~25 年度

— 市の花「はまぼう」の自然豊かな環境を楽しめる観察路

場所：新和町大宮地（景観計画区域 P28）

概要：対象地は、全国的にも減少しているはまぼうの群生地で、河口から約 2 km、約 3 ha の土地に約 1 万 2 千本が自生しており、日本最大級の規模であるため注目されていました。しかし、来訪者を受け入れる施設が整っていなかったため、群生地に隣接する市有地を活用して、駐車場やトイレ、はまぼうと身近に触れ合える観察路などの整備を実施しました。

該当する項目：工作物（さく及び塀、擁壁等）**主な景観形成基準**：(P28 参照)

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
- ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。など

検討した事項

周辺は建築物が少なく、山・河川・道路・海・農地に囲まれた自然豊かな環境であるため、整備する施設の規模は必要最小限としました。群生地へ降りることができる観察路や転落防止柵は木材を用い、自然景観になじむよう配慮しました。



群生地へ降りる木製の観察路



木製の転落防止柵

整備後の利活用状況

平成 24 年度より、はまぼうの開花時期にあわせて「はまぼう祭り」を開催。平成 28 年度以降は「はまぼう観察週間」として観察イベントを継続し、期間中はパークボランティアによる案内と共に観察が楽しめます。また、地元新和小学校児童への学習会も開催しています。



小学校学習の様子

(4) 祇園橋公園

平成 28～29 年度

— 重要文化財と四季折々の風景が楽しめる公園

場所：中央新町（景観計画区域 P28）

概要：本渡の市街地に位置する祇園橋は、江戸時代後期に架橋された石造りの桁橋で、祇園社への参道や日々の生活道として長い間地域に親しまれてきた国指定重要文化財です。対象地は祇園橋に隣接していることから、周辺で暮らす人々や来訪者が、橋を眺めながら憩うことができる公園として整備し、中心市街地の活性化や交流人口の増加につなげることを目的に、整備を実施しました。

該当する項目：建築物等、工作物（さく及び塀、擁壁等）

主な景観形成基準：(P28 参照)

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
- ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。など

検討した事項

整備にあたり、天草市景観審議会へ整備内容を報告し、委員の意見を参考に設計内容を検討しました。祇園橋との連続性を表現するため、道路に祇園橋と同じ下浦石による舗装を施し、広場入口には橋詰をイメージした空間を設けました。さらに、安全柵、ベンチ、園路も全て下浦石で整備し、照明灯や東屋は和風のデザインを使用するなど、祇園橋と公園が一体的な空間となるよう配慮しています。また、園内には四季折々の変化を楽しめる樹木を植栽しました。



祇園橋から公園への眺め



園内から祇園橋への眺め

整備後の利活用状況

祇園橋と公園の和風な雰囲気を活かし、地元の茶道団体によるお茶会が開催されました。



お茶会の様子

3. 景観保全に関する取り組み実例

(1) 天草花咲プロジェクト（花いっぱい運動）

平成 23 年度～

— 市民と行政の協働で取り組む身近な沿道景観づくり

場所：天草市全域（景観計画区域 P28）

概要：本事業は、市民・団体・行政の協働により、身近なところから地域全体で花いっぱい運動を展開することで、花のある沿道景観をつくることを目的に実施しています。平成 22 年度に熊本県立大学主催の「くまもと緑のリレーフォーラム in あまくさ」が開催されたことをきっかけに、平成 23 年度より開始しました。市で花苗等を配布し、地域団体や事業所が既存の植樹帯やプランターなどを活用して花壇等の管理を行うことで、花づくり活動を身近なものとし、美しい天草の沿道景観の形成につながっています。

※平成 30 年度 第 30 回くまもと景観賞「緑と水の景観賞」受賞

事業内容

- ① シンボル花壇…市が管理する、地域のシンボルとなる花壇
- ② ボランティア花壇…市が花苗を配布し、地域団体が管理する花壇
- ③ 花苗等配布…年 2 回、学校や団体・事業所を対象に、花苗や種子などを配布
- ④ あまくさオープンガーデン…個人や事業所の庭を一般公開する取り組み
- ⑤ 花づくり教室…花の植え方や管理方法について講話・実演を行う取り組みなど



シンボル花壇



ボランティア花壇



花づくり教室 花壇での実演の様子



交流イベントの様子

(2) 十万山公園

平成 24 年度～

— 市民と行政の協働で取り組む公園再生

場所：本渡町本渡（景観計画区域 P28）

概要：対象地は、本渡市街地や雲仙普賢岳・有明海・不知火海などを一望できる自然豊かで風光明媚な風致公園で、昭和 34 年 4 月に開設されて以降、市民の憩いの場として親しまれてきました。しかし、樹木の成長に伴い眺望が阻害され、園内遊歩道は日中も暗く、ゴミ投棄も目立つようになっていました。そこで、平成 24 年度より園内及び隣接民地の除伐・剪定を開始。かつての眺望を徐々に取り戻すと同時に、平成 25 年度から県外で暮らす本渡出身者による河津桜の植樹活動や、老朽化した公園施設への整備支援、平成 27 年度からは地元団体による呼びかけで清掃ボランティア活動が始まりました。植樹された河津桜は地域の新たな魅力として定着しています。また、地域の宝である美しい景観を子ども達に引き継ぐ取り組みとして、小中学生を対象としたスケッチ大会を開催し、将来にわたって地域に大切にされる公園となるよう取り組みを継続しています。

※平成 29 年度 第 29 回くまもと景観賞「奨励賞」受賞

取り組み内容

- ① 園内及び隣接民地の除伐・剪定による景観回復
- ② 地域住民や利用者で行う清掃ボランティア活動による景観保全
- ③ 河津桜やモミジ、アジサイの植樹活動による景観向上
- ④ 十万山公園スケッチ大会開催による景観意識の高揚



除伐前（平成 24 年撮影）



除伐後（令和元年撮影）



清掃ボランティアの様子



植樹された河津桜

(3) 景観保全事業

平成 21 年度～

— 景観阻害要因の除去による景観再生

場所：天草市全域（景観計画区域 P28）

概要：本事業は、山や海岸などの自然景観が楽しめる観光地や展望所、その周辺地域およびアクセス道路において、景観阻害要因の除去を行うことで良好な景観形成の推進を図ることを目的に、平成 21 年度より実施しています。豊かな自然景観は天草の景観特性のひとつであることから、繁茂した樹木などにより本来の美しい眺望が阻害されている箇所の除伐等を行うことで、景観再生に取り組んでいます。

主な実施箇所

- ① 十万山公園（平成 24～28 年度）※前項にて紹介
- ② 倉岳山頂一帯（平成 28～29 年度）
- ③ 鶴葉山公園（平成 29 年度）
- ④ 天草西海岸[国道 389 号沿線]（平成 30 年度）



鶴葉山公園 除伐前



鶴葉山公園 除伐後



天草西海岸[国道 389 号沿線] 除伐前



天草西海岸[国道 389 号沿線] 除伐後

4. 事業者による取り組みの実例

(1) 大型店舗（建築物）

— 景観に配慮したコーポレートカラーを使用しない店舗デザイン

場所：亀場町食場（特定施設届出地区 P49～51）

概要：国道沿線の商業施設が多く集まるエリアにおける既存の店舗を活用した改修工事。

該当する項目：特定施設及び付帯施設の外観に関する事項

主な景観形成基準：(P51 参照)

- ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
- ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 など

協議した内容

家電量販店改修工事の際、事業者からの事前相談により、景観に配慮したコーポレートカラーの赤を使用しない店舗デザインが提案されました。

※ポールサインはコーポレートカラーを使用

隣接するスーパーマーケットもコーポレートカラーが赤であり、改修工事にあたって当初は赤い壁面広告を設置するよう計画されていましたが、計画内容を自主的に変更し、コーポレートカラーを使用しないデザインとなりました。



景観に配慮した店舗の外観



コーポレートカラーを使用した看板



コーポレートカラー（赤 7.5R5/14）を使用した同店舗のポールサイン

(2) 太陽光発電設備及びフェンス

— 周辺景観との調和に配慮した植栽による修景

場所：河浦町崎津（崎津・今富景観形成地域 農村景観形成ゾーン P44～48）

概要：住宅解体後の空き地活用のため、太陽光発電設備を設置。

該当する項目：工作物（さく、塀、擁壁等・太陽光発電設備等）

主な景観形成基準：(P47～48 参照)

- ・さく、塀については、できるだけ生垣とするか自然素材の活用に努めるものとする。
- ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。
- ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 など

協議した内容

計画地は重要文化的景観の範囲内であり、住宅が集まる場所に位置しています。そのため、山を背景とした農村の集落景観をできるだけ阻害しないよう、フェンスの緑化について協議を行いました。面積が狭く生垣等を設けるスペースは確保できませんでしたが、代替案としてフェンスにつる状の植物を這わせることで金属の質感を軽減し、周辺の景観に調和するよう配慮しました。



植栽直後の状況（平成 27 年 5 月撮影）



生長した状況（令和元年 9 月撮影）



天草市景観計画

【景観計画に関するお問い合わせ先】

天草市建設部 都市計画課 景観公園係

住 所：〒863-8631 天草市東浜町8-1

電 話：0969-23-1111

F A X：0969-24-4266

策定年月日：平成21年4月1日

改訂年月日：平成22年4月1日（第1回）

平成24年5月1日（第2回）

平成28年1月1日（第3回）

平成29年9月1日（第4回）

令和 2年4月1日（第5回）

令和 年 月 日（第6回）